

「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る
実態調査研究事業」報告書

平成 28 年 3 月
内閣府男女共同参画局

はじめに

加害者更生については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成十三年四月十三日法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止法」という。）において、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。」（第25条）と規定されている。また、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月）においては、「社会内での加害者更生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施する」とされている。

内閣府では、これらの規定等に基づき、平成14年度から配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究を実施し、平成16年には「配偶者からの暴力に関する加害者プログラムの満たすべき基準及び実施に際しての留意事項」を取りまとめた。その後、平成17年度には配偶者からの暴力の加害者更生に係る検討委員会を立ち上げ、加害者更生の可能性及び限界について「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」が取りまとめられた。同報告書では、加害者プログラムの実施に対する国の関与について、適切な参加意思をもった加害者の参加がどのくらい得られるのか、復縁を迫る口実に利用したり、調停や裁判における心証を良くしようとする参加者の存在、プログラムの有効性についての明確な結論が得られていないなどの理由から、「国が任意参加による加害者更生プログラムについて本格的な関与を行うことは、現時点においては、その条件が整っていないと言わざるを得ない。」との報告がなされた。

一方、海外における加害者への取組を参考とした民間団体における加害者に対する取組はここ数年で進展するとともに、暴力の被害者自身の「パートナーに暴力をやめてもらいたい。暴力がなくなるのであれば、必ずしも関係解消は望まない。」といった関係性の修復を求めるニーズへの対応の必要性に関する認識の高まりと相まって、被害者支援の一環とした新たな枠組みの中での加害者対応が求められるようになった。

また、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月）においては、加害者更生の取組として、「地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組を含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方を検討する。」とされた。

本調査研究は、こうした社会内における加害者対応の必要性の高まりを踏まえ、被害者が必要とする支援を提供し、被害者の安全・安心を高め、将来において新たな被害者を生み出さないことを目的として、地方公共団体へのアンケート調査及び民間団体へのヒアリング調査を実施し、社会内における加害者更生プログラムに関する現在の課題や今後の在り方等について考察を行うものである。

検討委員会

本調査研究事業を遂行するにあたって、6人の有識者による検討委員会を構成した。

○検討委員会メンバー（五十音順、敬称略）

可 児 康 則（弁護士）

妹 尾 栄 一（茨城県立こころの医療センター 副院長）

田 村 伴 子（一般財団法人ウェルク 理事）

納 米 恵美子（公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 理事・事業本部長）

信 田 さよ子（原宿カウンセリングセンター 所長）

藤 岡 淳 子（大阪大学大学院人間科学研究科 教授）

目 次

はじめに

I 地方公共団体における取組に関するアンケート調査結果

1 アンケート調査の概要

- (1) 調査目的 3
- (2) 調査対象 3
- (3) 調査項目 3
- (4) 調査時期 3
- (5) 調査方法 3
- (6) 回収率 3
- (7) 調査結果に関する注意点 3

2 アンケート調査の結果

- (1) 加害者更生に関する取組について 4
- (2) 加害者更生プログラム実施団体との連携状況について 6
- (3) 加害者更生に関する事業を実施していない（又は、実施する予定がない）理由 6
- (4) その他（加害者更生に関する取組についての課題及び意見等） 7

3 補足調査

- (1) A市 8
- (2) B県 8

II 加害者プログラムの実施状況等に関する民間団体に対するヒアリング調査結果

1 加害者プログラム実施団体

- (1) A団体 13
- (2) B団体 19
- (3) C団体 22
- (4) D団体 24

2 被害者支援団体

- (1) A団体 32
- (2) B団体 34
- (3) C団体 36

III まとめ

1 アンケート調査及びヒアリング調査結果から見える現状及び課題について

- (1) 地方公共団体 43

(2) 民間団体	43
2 調査結果に対する考察	
(1) 加害者プログラムに関する疑義について.....	45
(2) 加害者プログラムへの参加の義務付けの有無について.....	46
(3) 加害者プログラムの位置付けについて.....	46
3 今後期待する取組等について	
(1) 加害者プログラムの実施状況等の周知.....	48
(2) 被害者支援の一環としての加害者対応の拡充.....	48
(3) 加害者「更生」に関する視点の転換.....	50
(4) 加害者プログラムの実施に係る基準等の策定及び人材育成.....	50
(5) 「暴力を容認しない」社会認識の形成.....	51

おわりに

IV 資料編

1 ヒアリング調査票（例）	57
2 地方公共団体を対象としたアンケート調査票.....	77
3 諸外国等の女性に対する暴力に関する基本計画における加害者プログラムの位置づけ	81

I 地方公共団体における取組に関する アンケート調査結果

I 地方公共団体における取組に関するアンケート調査結果

1 アンケート調査の概要

(1) 調査目的

本アンケート調査は、「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」の一環として、地方公共団体における加害者更生に関する現在の取組状況等を把握するとともに、ヒアリング調査実施団体を選定するにあたって有用な情報を収集することを目的に実施するものである。

(2) 調査対象

都道府県及び政令指定都市（総数 67 か所）

(3) 調査項目

- ア 加害者更生に関する取組について
- イ 加害者更生プログラム実施団体との連携について
- ウ その他（加害者更生に関する取組についての課題、その他意見等）

(4) 調査時期

平成 27 年 5 月

(5) 調査方法

郵送法（電子メールによる）

(6) 回収率

100%

(7) 調査結果に関する注意点

- ア 図表中の n とは、比率算出の基数を表すもので、原則として回答自治体総数（67）又は分類別の回答自治体数のことである。
- イ 百分比は、小数点第 2 位で四捨五入して、小数点第 1 位までを表示した。四捨五入したため、合計値が 100%を前後することがある。
- ウ 「（複数回答）」と表示のある質問は、2 つ以上の複数回答を認めているため、回答計は 100%を超える。

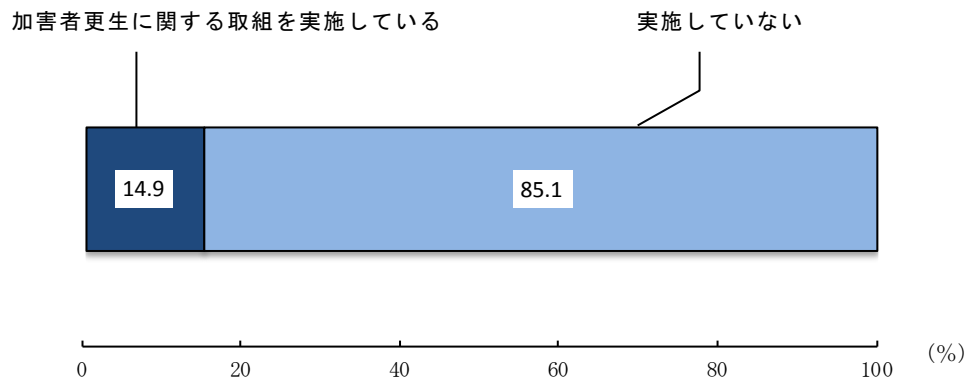
2 アンケート調査の結果

(1) 加害者更生に関する取組について

ア 加害者更生に関する取組（調査研究、加害者更生プログラム、相談・研修等を含む。）の実施の有無

「加害者更生に関する取組を実施している（又は、実施していた）」自治体は14.9%（n=10）であった。

図1 加害者更生に関する取組の実施の有無

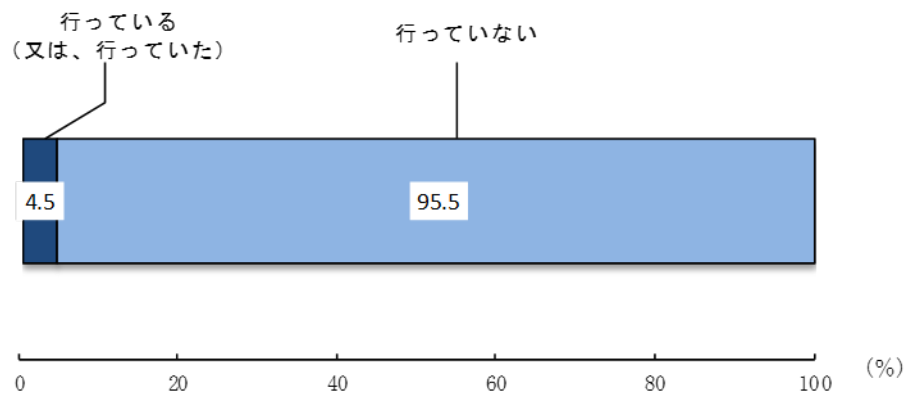


※ 取組には、調査研究、加害者更生プログラム、相談、研修等を含む。

イ 加害者を対象とした更生に関する調査研究の実施の有無

「加害者更生に関する調査研究を行っている（又は行っていた）」自治体は4.5%（n=3）であった。

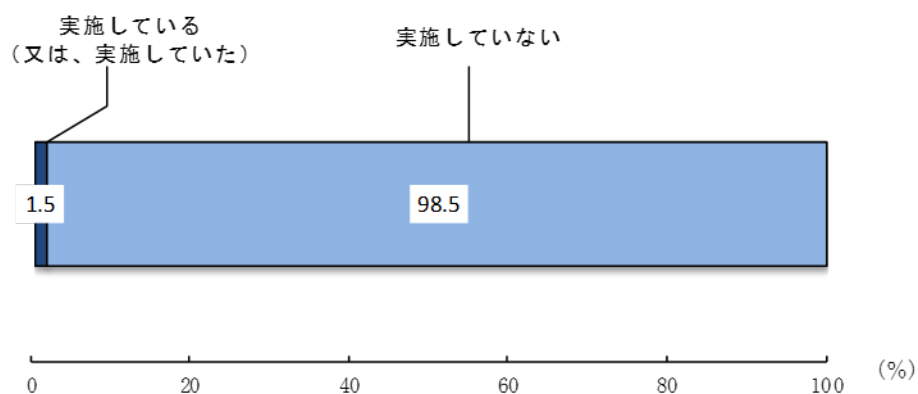
図2 加害者更生に関する調査研究の実施の有無



ウ 加害更生プログラムの実施の有無

「加害者を対象とした更生プログラムを実施している（又は、実施していた）」自治体は 1.5%（n=1）であった。

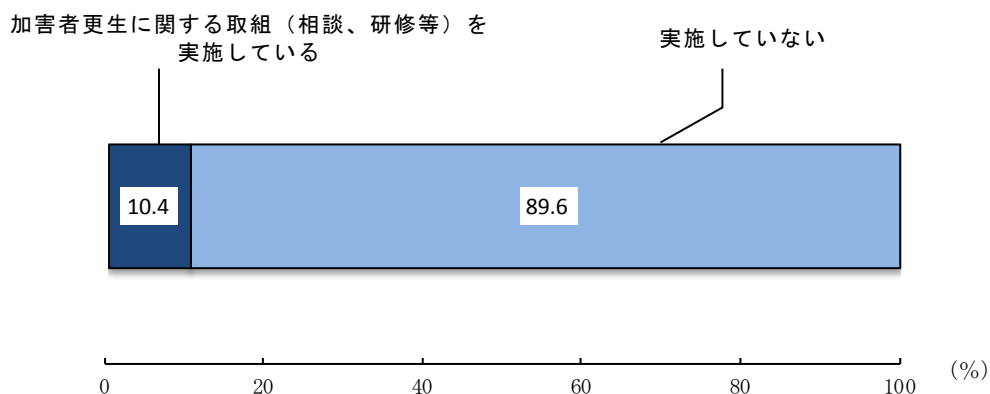
図 3 加害者を対象とした更生プログラムの実施の有無



エ 加害者更生に関する相談・研修等の実施の有無

「加害者更生に関する相談・研修等を実施している」自治体は 10.4%（n=7）であった。

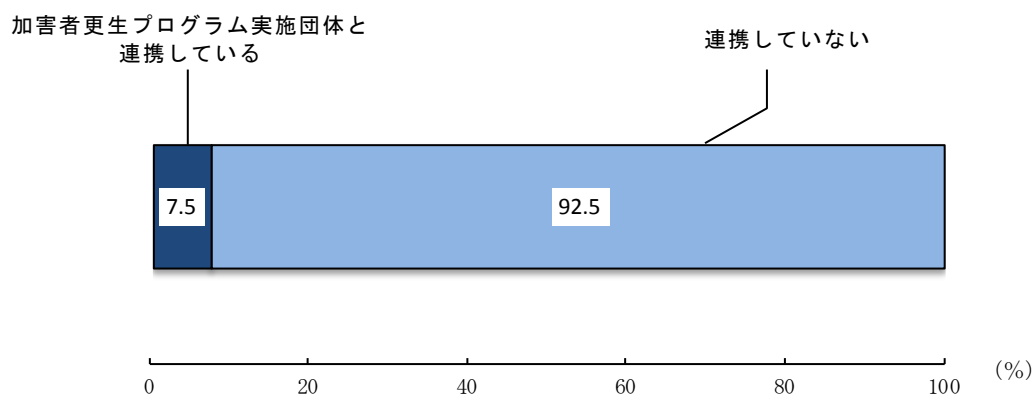
図 4 加害者更生に関する相談・研修等の実施の有無



（２）加害者更生プログラム実施団体との連携状況について

「加害者更生プログラム実施団体と連携している」自治体は 7.5%（n=5）であった。

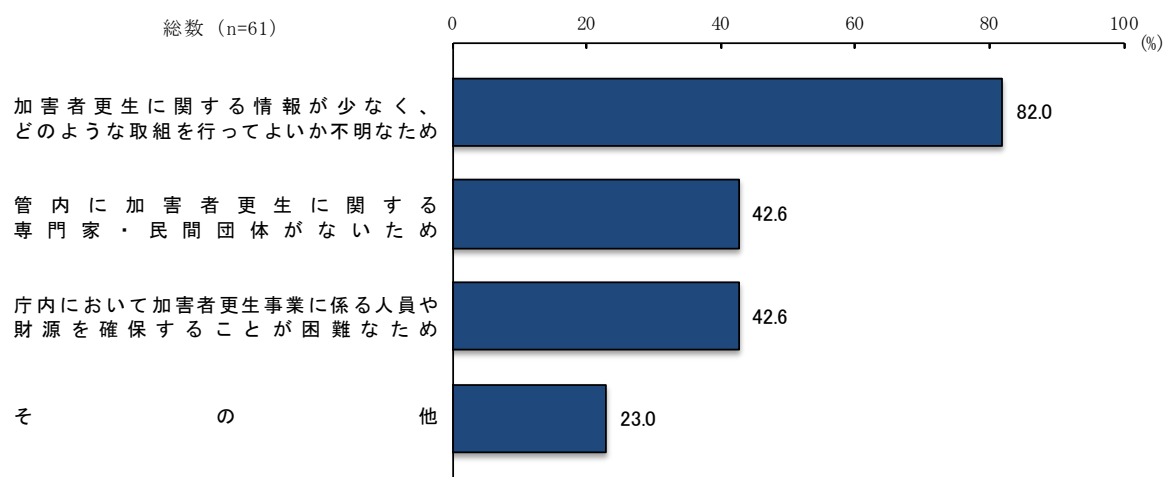
図５ 加害者更生プログラム実施団体との連携の有無



（３）加害者更生に関する事業（調査研究、加害者更生プログラム）を実施していない（又は、実施する予定がない）理由

加害者更生に関する調査研究及び加害者更生プログラムを実施していない（又は、実施する予定がない）理由を聞いたところ、「加害者更生に関する情報が少なく、どのような取組を行ってよいかわからないため」が 82.0%（n=50）で最も多く、次いで「管内に加害者更生に関する専門家・民間団体がないため」（42.6%）（n=26）、「庁内において加害者更生事業に係る人員や財源を確保することが困難なため」（42.6%）（n=26）であった。

図６ 加害者更生に関する事業を実施していない理由（複数回答）



(4) その他（加害者更生に関する取組についての課題及び意見等）

加害者更生に関する取組についての主な問題点・課題、その他意見等は、以下のとおりであった。

- ・ 被害者への支援と同時に加害者への取組が必要と考えるが、具体的にどのような取組をどのような手段ですればよいかわからない状況である。国における加害者更生プログラムの推進状況や、各自治体において取組むべき施策のあり方などについて、更なる情報の提供を求めたい。
- ・ 加害者への対策も重要な課題であると認識しているが、どのような対策が有効なのかも含め不明な部分が多く、情報提供や指針となるものがあればよい。
- ・ プログラムによる効果を地方自治体単体で検証することは困難であり、国が一定のルールを策定して実施すべきである。
- ・ 配偶者からの暴力の根絶のためには、加害者更生が最も効果的だと考えるが、任意参加のプログラムの場合は、プログラムを修了することができる加害者はそれほど多くないのではないかと考える。
- ・ 配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所等に、配偶者等に対する暴力に関して調査する権限がなく、暴力があったという事実認定もできない状態で、一方を「加害者」として更生等を行うことは問題があるのではないかと加害者の更生プログラムの推進には、関係機関との連携が必要ではないかと思われる。
- ・ 配偶者暴力防止法においては、「国及び地方公共団体は加害者の更生のための指導方法に関する調査研究の推進」が規定されているのみで具体的な施策は示されていない。諸外国では、裁判所命令等により加害者に何らかのプログラムを受けさせている例も見られることから、日本においても加害者更生については、国の制度として検討していくことが必要である。
- ・ 加害者の更生に向けた取組の必要性については、被害者支援関係者会議等において指摘されることもあるが、現状ではノウハウや人材が不足しているため対応することは困難である。加害者更生に関する研修会の開催や、国の補助金の対象項目にするなどの動きがあれば、取り組む自治体も出てくるのではないかと。
- ・ 加害者更生の必要性は感じるものの、被害者支援を行なっている部署で、積極的に加害者側との接触を行なうことは、被害者の安全に支障を及ぼすおそれがあるため難しい。
- ・ 自治体の相談窓口において、加害者（主に、男性側）からの相談にも対応しているが、ノウハウや専門的な知識を有するものがないため、更生に向けた取組を行なうことは難しいのが現状である。

3 補足調査

地方公共団体における取組に関するアンケート調査結果から、加害者更生に関する取組を行っている 2 つの自治体に補足アンケート調査を行った。

(1) A 市

ア 加害者プログラムの実施団体の支援

(ア) 内容

加害者プログラム実施団体への運営資金の一部補助、広報協力（インターネット、自治体広報誌、連携機関・医療機関等への情報提供）、貸室利用料減免などの支援

(イ) 実施主体

市民局市民協働課男女共生推進室

(ウ) 目的

配偶者暴力加害者プログラムを実施する団体への支援を通して、暴力を容認する歪んだ価値観の修正を促し、暴力によらない人間関係の構築を支援すること。

(エ) 背景・問題意識

被害者支援の一環として、配偶者暴力の本質的な解決には加害者への対応も不可欠であるため。また、配偶者暴力がもたらす影響は被害者に止まらず、暴力を見た子供（いわゆる面前DV）にも及ぶため。

(オ) 実施根拠

A 市男女共同参画基本計画（改訂版）（平成 26 年 3 月）

イ 今後の課題及び展望

今年度から県の配偶者暴力対策関係機関の実務者会議において、加害者対策について議論をしているところであるが、行政として加害者プログラムを実施するには、予算や実施機関の選定、加害者に参加を促す体制作りなどが今後必要となってくる。

(2) B 県

ア 配偶者暴力加害者電話相談の実施

(ア) 内容

配偶者暴力加害者電話相談窓口の開設

(イ) 実施主体

福祉保健部

(ウ) 目的

配偶者からの暴力の被害者支援の一環として、自ら暴力に向き合い、更生する意思のある加害者に対応するため。

(エ) 背景・問題意識

配偶者暴力の被害者支援施策は講じられているが、配偶者暴力の加害者自身が暴力から脱却することができなければ、再び配偶者暴力が行われる危険性や新たな被害者を作り出してしまう可能性がある。よって、当県では、被害者支援と合わせて加害者の更生に向けた取組が必要であるという認識のもと、平成 17 年度に電話相談事業を試行実施し、平成 18 年度から事業化した。

(オ) 実施根拠

B 県配偶者等に対する暴力の防止及び被害者支援計画

イ 配偶者暴力加害者電話相談の実施体制

(ア) 実施日時：毎週第 3 金曜日（午後 6 時 30 分から 8 時 30 分）

(イ) 実施場所：非公開

(ウ) 平均相談時間：30 分～40 分

(エ) 平均相談件数：月 0.4 件

(オ) 相談窓口周知方法：インターネット、自治体広報誌

ウ 配偶者暴力加害者電話相談の相談実績

(ア) 性別：男性 100%

(イ) 年齢：30 代・40 代が中心。20 歳代、60 代以上もあり。

(ウ) 婚姻状況

① 既婚：75%（別居が 2 / 3）

② 未婚：25%（別居が 100%）

(エ) 相談者の暴力の形態

身体的暴力が約 9 割、性的強要が約 1 割。

(オ) 相談に対する支援状況

① 電話相談のみ：38%

② 公的機関の紹介：25%（精神保健福祉センター、児童相談所）

③ 民間団体の紹介：38%（相談者の希望等に応じて、臨床心理相談センターで実施されているカウンセリングを紹介している。）

エ 被害者への連絡

被害者に連絡をとることはない。

オ 配偶者暴力加害者電話相談事業実施時の留意事項

(ア) 被害者の安全確保

加害者を対象とした電話相談は、被害者相談の場所と異なる場所で行っているため、被害者の安全面が脅かされるようなケースはこれまでにない。

被害者の情報を聞き出すような内容の電話を受けた場合は、ここは加害行為に向き合い暴力によらない関係作りを目指すための電話相談であるため、個別のケースは承知していない旨を伝えている。

(イ) リスクアセスメント

加害者からの追跡防止のため、相談員は氏名を名乗らないこととしている。
また、相談場所も秘匿としている。

(ウ) 個人情報の管理

相談記録は相談員及び担当係内のみで共有している。

カ 今後の課題及び展望

現在の問題点の一つとして、相談件数が少ないことが挙げられる。配偶者暴力加害者電話相談の情報は、県のホームページ、案内チラシ、関係機関を通じて周知を図っており、県外からの相談もあるなど一定の効果は見られるが、相談件数の増加にはつながっていない。諸外国においては、加害者を強制的に更生プログラム等に参加させる制度がある。今後、加害者対策を進めていくには、国において、統一的かつ実効性のある指針等が明確にされることが望ましい。

Ⅱ 加害者プログラムの実施状況等に関する民間団体に対するヒアリング 調査結果

Ⅱ 加害者プログラムの実施状況等に関する民間団体に対するヒアリング調査結果

加害者プログラムの実施状況や課題等について、加害者プログラムを実施している民間団体（４団体）を対象にヒアリング調査を実施した。また、被害者支援現場における加害者プログラムへのニーズや懸念等について、被害者支援を行っている民間団体（３団体）にヒアリング調査を実施した。以下、主なヒアリング調査結果である。

１ 加害者プログラム実施団体

（１）Ａ団体

ア 団体概要

（ア）設立年度：2007 年

（イ）設立経緯

内閣府「配偶者からの暴力に関する加害者プログラム実施マニュアル」（平成 16 年 8 月）の開発及びマニュアルに基づいたモデル事業の実施メンバーにより設立

（ウ）主な活動内容

- ① 加害者プログラムの実施
- ② DV被害母子のためのコンカレント・プログラムの実施
- ③ DVの包括的支援に関する研究及び研修会の実施

（エ）主な構成メンバー

臨床心理士、精神科医等

（オ）主な連携機関

- ① 行政機関：福祉事務所、男女共同参画センター
- ② 民間団体等：被害者支援団体、心理相談機関、弁護士

イ 加害者プログラム

（ア）プログラムの名称：DV教育プログラムー男性編ー

（イ）プログラムの目的

被害者を精神的に支援し、また加害者についての調査研究・更生教育も同時に行うことによって、被害者を救済すると同時にDVを少しでも減らすこと。

（ウ）プログラム実施の背景・問題意識

加害者には加害についての責任を果たす義務が倫理的にあるが、彼らに直接アプローチする機関がなければ、これらの倫理的責任は放置されることになる。一方で、被害者を保護しても加害者が次のパートナーに暴力を繰り返していることは、多くの国の臨床家が経験することでもある。DV加害者に介入することによって、これらのリスクを減らすことが可能になる。

また、面会交流を避けにくい現状においては、いわゆる面前DVの加害者が子供と会うことが予測され、DVを認めない加害者との交流は被害者を恐怖に陥れることになる。加害者がプログラムで学び、責任を果たそうとすることは、被害者の安全感と被害からの回復につながる。結果的に被害者の安全を高め、予防につながると考える。

(エ) プログラムの対象者・参加者の属性

- ① 性別：男性
- ② 年齢：20～70 歳代（主な参加者は、30～50 歳代）
- ③ 婚姻状況

詳細な統計はない（※関係性は、プログラム継続期間中に、別居から同居になる人、離婚が成立する人など流動的であるとともに、週末のみ同居、内縁関係、不倫関係等多様であるため。）

(オ) プログラムの実施方法・実施頻度等

- ① 形式：グループワーク
- ② 実施頻度：週 1 回、1 クール 18 回のパッケージであり（パートナーコンタクトを含む。その他、アセスメントのためのインテーク面接、電話対応、フォローアップのセッションなどを実施している。1 クール終了後も継続参加を推奨している。
- ③ 参加者の人数：1 グループ 10 名弱程度（メンバーは 1 クール固定）
- ④ 時間：1 回 120 分

(カ) 参加費：1 回 3,000 円、合計 54,000 円（分割 3 回まで可能）

(キ) プログラムの実施者（ファシリテーター）

9 名（臨床心理士 5 人、精神科医 2 人、精神保健福祉士 2 人）、その他、記録担当ボランティア（小児科医、院生、公務員等）

(ク) 参考としたモデル

「Respectful Relationship Program」（カナダのブリティッシュ・コロンビア州において、保護観察処分となった加害者を対象としたプログラムとして使用されているもの。）

(ケ) 参加者の募集方法

ホームページ、男女共同参画センター等からの紹介

(コ) 参加者の主な動機・経緯

- ① 妻からの要請（「妻命令」）（約 7 割）

妻からの「参加して欲しい」、「関係を継続するかどうかは、プログラム参加後の態度の変化により判断する」等の申出に対して、来談者は「何とか再同居したい」という理由で申し込む。また、離婚裁判・調停、面会交流の実施形態・回数に係る協議等を、より良い条件で進めるため

の手段となることを期待して参加することもまれではない。

プログラムはそのような参加者を、当初その動機でつなぎ止め、プログラム継続によって暴力自体を変える契機としていく。また、「妻に与えた影響」についても学習してもらう。妻命令ばかりではなく、自らインターネットで「DV加害者」などのキーワードで検索して問合せをしてくる参加者も増えている。

(サ) 参加者のドロップアウト率：0.5%

(シ) 被害者への連絡方法・説明等

① プログラム説明会

希望者のみ。プログラム主催者は、被害者に対してプログラムについて説明する責任があるという理解に立っている。

② 被害者の面接

希望者のみ。プログラム期間中に、被害状況を把握するため、被害者との面接の機会を設けている（1回1時間程度）。

③ 被害者等からの問合せ

被害者の安全を考慮して特に伝えるべき事項がある場合は、情報提供をすることもある。被害者からの参加状況の問合せや、危険な事態と判断した場合には、被害者及びその支援者に対応する可能性があることを、プログラム開始前に参加者（加害者）に同意を取っている。

(ス) 被害者の安全確保

参加者が、プログラムで習得したことや、修了したことを口実に、暴力を振るうことがないように、注意を促している。被害者の情報について加害者に開示することは、絶対にない。修了証等は発行しない。

(セ) リスクアセスメント

インテーク面接においてSARA (Spousal Assault Risk Assessment)¹を実施している。その目的は、リスクの高低によって加害者を他の機関に振り分けるためではなく、「この人はどれぐらい、どのようなリスクがあるのか」を把握するためである。

SPJ (Structured Professional Judgment)²の手法を用い、スタッフ間で情報を共有し、リスクマネジメントプランを作成する。また、プログラ

¹SARA (Spousal Assault Risk Assessment) は、Randall Kropp、Stephen Hart らによって開発されたDVのリスクの査定とリスクマネジメントを目的にしたアセスメントツールである。

² リスクアセスメントは、保険数理的な尺度とSPJ (Structured Professional Judgment：構造化された専門的判断) に分かれる。SPJは経験を積んだ専門家が標準化されたチェックリストを用いて判断を行うが、リスクの査定のみではなく、リスクマネジメントを効果的に行うことにも重きが置かれている。

ム内で参加者自身が自分のリスクについて考える機会を設け、加害者自身がリスクをマネジメントするように働きかけている。

また、DVは見えにくい「操作」「自尊心を傷つけるような言葉遣い」「目線」などが、非常に大きな影響を及ぼすものである。参加者の中心的な層は身体的な暴力経験があるが、この見えにくい部分を扱わなければ、暴力を防止していくことはできない。力を用いたコントロールをどう変えていくかということが、プログラムにおける最大の目的である。身体的暴力の有無でDVが軽度だと判断することはできないという点を、ツール全体を通して考える必要がある。

(ソ) スクリーニング

インテーク面接において、プログラム参加の動機について詳しく確認するほか、リスクアセスメントツールには加害の否認・矮化^{わい}の項目等があり、これらを通じて参加目的や動機がプログラムの目標にかなったものかを確認している。

(タ) プログラムの効果の測定方法

プログラム開始時及び終了時に、STAXI 2 (State-Trait Anger Expression Inventory-2)、DVSI、GHQ30³、という指標を用いて、変化を測定している。

(チ) 終了後のフォローアップ等

フォローアップミーティングを実施している（主に、参加者自身が、復習的な内容や課題に沿って話すような形式となっている）。参加者の約半数は1クールで終了するが、何クールも参加するリピーターは増加傾向にある。また、1クール終了後、心理相談機関において週1回から月1回の個別カウンセリングに移行する人もいる。

(ツ) 個人情報の管理

個人情報保護法に基づき、対応している。また、弁護士から、裁判等の資料として情報提供の要請があるが、これについても、個人情報保護法に沿って対応している。

(テ) ファシリテーターのスーパーバイズ

スーパーバイズ及び研修を実施している。

³ これらは質問紙によるアセスメントツールである。STAXI-2は怒りについての尺度であり、その頻度、強度、表出やコントロール等を測定する。DVSIは暴力の回数、被害の程度、内容等を、GHQ30は、一般的疾患傾向、身体的症状、睡眠障害、社会的活動障害、不安と気分変調、希死念慮とうつ傾向等を査定する。

ウ 課題・今後の展望等

(ア) 現状の主な課題・問題点

① 加害者プログラムの位置付け

先進国では、加害者プログラムや加害者へのアプローチは「シェルターとホームレス予防」「司法と法的応答」「加害者と別離後に生じる被害母子の問題への対応」「児童相談所との対応」「精神保健・精神科医療との連携」「被害女性の支援」「教育と予防」等のDV防止に関する多面的な取組の一環として、被害者の包括的支援の一部に位置付けられている。よって、加害者プログラム提供団体は、当然、地域の連携会議等にも参加している。

このように、加害者プログラムが「特別」ではなく、DVに関わる一つのパーツとして機能していくということが大切ではないかと思う。日本ではまだ定着していないが、今後そのような位置付けがなされるように、社会に対して働き掛けていくということが必須であると考ええる。

② 加害者の責任に関する社会的認識の低さ

DV対策の先進国では、加害者が暴力の責任を取ることの重要性は、社会的価値として重要視されており、その普及は行政の責任である。加害者プログラムの本来的な在り方は、このような価値観を共有したコミュニティに、被害者支援機能の一部として根付くことではないかと考える。

③ 加害者プログラムの効果の捉え方

加害者プログラムには効果がないと主張する 2000 年代前半までの文献の多くは、再犯率をもとに効果を測定していた。しかし、近年では「再発の有無」及び「被害者の安全感の増加」という 2 点から、プログラムの効果を測定することの意味が重要視されている。再犯率のみに注目すると、司法的処遇を受けた一部の加害者のみが対象となってしまう。効果をより正確に判断するためには、「被害者の安全感の増加」という観点が必要であると考ええる。

④ 諸外国における多様な加害者対応のあり方

「強制逮捕・強制プログラム」という北米的方法は、夫の逮捕により妻が経済的基盤を失い、DV目撃を理由に、子供が児童相談所に保護され、分離させられるなど、結果的に被害者に困難な状況を作り出した。

現在は、イギリスのように、一定基準を満たす地域の加害者プログラムと、ハイリスクケースを扱う保護観察ベースの加害者プログラムを両立させる方法、オーストラリアやヨーロッパの複数の国のように、裁判所に強制力を持たせないものの、地域のあらゆる機関で強く参加を進め

る地域連携に基づく対応など、多様化している。

カナダのいくつかの州で取り入れられているPeace Bond⁴とDVコートの組合せなど、家族を完全に引き離すのではなく、リスクに応じた段階的なシステムを使いながら、加害者のモニタリングを一定期間（DVコートが抱えながら）続けるような仕組みが、日本でも作れると良いのではないだろうか。

また、カナダで学んだ方法としては、良い父親になるためのプログラムとDV加害者プログラムを面会交流の条件にするシステムもある。良い夫でなくして良い父親にはなれない。そのような視点に基づいたプログラムを児童相談所・家庭裁判所等と連携して行うことで、DVと虐待の合併や、いわゆる「面前DV」に介入することが可能である。これらの先行的実践を取り入れることで、日本における加害者プログラムに関する検討が進むのではないかと考える。

⑤ 他機関との問題意識の共有、連携の難しさ

一部の精神科医は、DVという観点を有しているが、精神科治療全般においてDVの理解が浸透しているとは言えない。加害者が入院した際には、主治医が妻を治療の協力者、介護者とみなすことがある。「（DVの加害者である）夫が鬱で入院し、主治医から呼び出されたが、別居している私がケアしなければならないのか」という相談を受け、調整に入ったこともある。行政機関による啓蒙・研修を通して、医療機関を始め関係機関とDV加害者（プログラム）についての認識を共有し、連携がスムーズに行えることが望ましい。

（イ）今後の展望・期待すること

① 加害者プログラムに関する基準作り

どのような形態や方法によって実施されていても、主催者がDV加害者プログラムと名乗ることができる現状に対して大きな危惧を感じている。今後は、様々な立場からの実施が予測される。国や自治体による加害者プログラムが備えるべき最低基準の策定、公的機関による認証システム等の仕組みが早急に必要ではないかと考える。

② 諸外国の取組、加害者へのアプローチ手法の紹介

加害者に対応する手法については、この10年間で新たな進歩があっ

⁴ ピースボンドは善行保証命令と訳される。DVの文脈においては被害者保護の一環として、裁判所が加害者に対して宣告する命令の一種である。被害者への電話・接触・訪問等の禁止、武器の持ち歩きの禁止、カウンセリングに行くこと、などの条件が加害者に課される。これらの条件を加害者が受け入れた場合、ピースボンドは成立し、それ自体は犯罪歴とみなされない。しかし、加害者がこれらの条件を受け入れない場合や違反の場合は刑事司法手続きに移行する。

た。一つはリスクアセスメント・マネジメントの手法であり、もう一方は、面接技法やアプローチ方法である。リスクの観点と加害者にアプローチする観点の両立、DVに対する社会の責任のあり方等について、最新の知識や議論、取組を集約し、関連団体に周知するなど、多くの専門家が認知できるよう、啓蒙・研修していくことを要望したい。

③ 離婚後の面接交渉や加害者と同居を続けている被害者への支援

DVは、被害者が「逃げて、離婚して、終わる」という考え方が多くの被害者及び支援者に共有されてきたが、実際には離婚後の困難は非常に大きい。近年では、離婚が成立したとしても、加害者側から別れた子供への面接交渉権の申立てが多く、終始加害者からの脅威が継続する恐れが存在する。その意味では、家庭裁判所においてもDVが長期的に与える影響についての取組が求められる。

一方で、加害者から逃げず、離婚せず、同居しながら加害者の変化を期待する被害者の支援も必須である。家族が壊れないためにも加害者プログラムも含んだ機関連携が必要であると思われる。

家族が完全に壊れることなく、かつ安全を高めることを可能にする「包括的支援システム」の構築こそが、国や自治体に期待される取組ではないだろうか。

④ 加害者プログラムの実施に向けた資金の確保

海外の加害者プログラムの多くは、民間やNPO法人において、政府等の助成金により実施されている。日本での実施は、志のある実践家の個人的努力によるところが大きい。よって、プログラムを継続的に根付かせていくために、公的な資金補助のシステム作りがなされていくことを期待したい。

(2) B団体

ア 団体概要

(ア) 設立年度：2001年

(イ) 設立経緯

女性に対する差別、抑圧、暴力から女性を守り、生活支援、自立支援をすることを目的として、全ての女性が人権に基づく暮らしを実現できる市民社会の成熟に寄与するために設立。

(ウ) 主な活動内容

DV加害者プログラム及びDV被害者支援プログラム

(エ) 主な構成メンバー

正会員 15名、団体会員 1名

(オ) 主な連携機関

- ① 市のDV担当部署、県のDV加害者電話相談
- ② 民間団体（DV被害者支援団体、DV・ストーカーの加害者に対応している団体、心理カウンセリング機関等）
- ③ ストーカー対策研究会議

イ 加害者プログラム

(ア) プログラムの名称：DV加害者更生プログラム

(イ) プログラムの目的

DV被害者を守るために加害者更生プログラムを実施している。加害者更生が目的ではなく、結果としてそのような形になっている。

(ウ) プログラム実施の背景・問題意識

14 年間シェルター事業と電話相談を行う中で、被害者を守るための手段は逃がすことしかなかったが、逃げて加害者はストーカーとなり、どこまでも追ってくる。事業の中で、「いかに逃がすか」または「保護するか」ということに専念していた結果、5 年前から、やはり「加害者を治そう」、「何とか更生しよう」と考え、DV加害者更生プログラムを立ち上げた。

(エ) プログラムの対象者・参加者の属性

- ① 性別：男性 90%、女性 10%（男女一緒にプログラムを実施）
- ② 年齢：20～60 歳代（主な参加者は、30～40 歳代）
- ③ 婚姻状況：95%が既婚者であり、5%が未婚者である。

(オ) プログラムの実施方法・実施頻度等

- ① 形式：グループワーク
- ② 実施頻度：1 クール 52 回（1 週間に 1 回（約 1 年）。毎週 6 グループ実施（内容は同じ））
- ③ 参加者の人員：1 グループ 10 名程度（随時メンバーは入れ替わる）
- ④ 時間：1 回 120 分

(カ) 参加費：3,000 円（都度支払う）

(キ) プログラムの実施者ファシリテーター

5 名（臨床心理士や精神科医はいない）

(ク) 参考としたモデル

選択理論という心理学の手法を活用し、独自の内容で実施（加害者プログラムを実施している他団体の資料を活用）

(ケ) 参加者の募集方法

ホームページ、自治体からの紹介、テレビや新聞、警察からの紹介

(コ) 参加者の主な動機・経緯

プログラム参加者のパートナー（被害者）の傾向として、「夫が変わるの

であればやり直したい」とのケースが多い。

(サ) 参加者のドロップアウト率：約 10%

(シ) 被害者への連絡方法・説明等

被害者との連絡方法は、電話やメール、直接対面。被害者の情報について加害者に情報を開示することもある。具体的には、面談にて加害者から受けたDVとその影響、加害者によって変わってほしいこと、これからのあり方について開示。なお、被害者情報を開示する際、被害者にどの部分を開示するか了承を得る。

(ス) 被害者の安全確保

被害者が逃げている場合は、住所や情報を伝えない。別居のルールについては、プログラム開始時に加害者に「被害者に電話やメールをしないように」と伝える。

(セ) リスクアセスメント

加害者と個人面談をする場合は、ファシリテーターが女性であるため、男性スタッフが立ち会うことを前提として、必ず複数のスタッフで実施する。また、万が一の場合を想定して、警察との連絡体制を構築している。

(ソ) スクリーニング

- ・ 1 回目の面談（約 2 時間）において、質問を通じて実施している（精神疾患の有無、薬物の有無、パートナー以外への暴力の有無等）。
- ・ 個人プログラム希望者は断ることがある。また、暴力がひどく、警察にお世話になっている方は断るケースがある。

(タ) プログラムの効果の測定方法

52 週のプログラム終了後、参加者にプログラムの評価と自分の変化を発表してもらう。また、パートナーからの評価を大切にし、手紙をもらったり、発表時に同席してもらったりしている。

(チ) 終了後のフォローアップ等

プログラム終了者に対しては、電話連絡を行うなど、可能な限りフォローアップを行っている。終了した方の中には、自分のメンテナンスのために月に 1 回出ている方も多い。

(ツ) 個人情報の管理

団体としての規定を設けるとともに、情報はロッカーの中に保管し、スタッフ以外は閲覧できない措置を講じている。

(テ) ファシリテーターのスーパーバイズ

研修を毎月 2 回実施している。

ウ 課題・今後の展望等

(ア) 現状の主な課題・問題点

被害者が行政等に相談すると、「加害者は変わらない」ということで、離婚を勧められるケースがある。こうしたことから、被害者は生きる希望を失い、シングルマザーの道を選ばざるを得ない。しかし、加害者更生プログラムを学ぶことにより、8割は暴力から解放され、もう一度やり直す機会が与えられ、別居から同居に至ったケース、家庭内別居であったものが良好な夫婦関係に戻るケースが多くある。

(イ) 今後の展望・期待すること

① プログラムへの参加体制の整備

内閣府の調査によると、4人に1人が被害を受けているが、当団体の更生プログラム参加者は年間50人くらいと非常に少ない。被害者が警察等に連絡した際などは、更生プログラムへ参加させる体制整備が必要。

② 加害者は精神病ではなく歪んだ夫婦観の障害

国は、加害者を精神科医に結び付けようとしているが、加害者は精神病ではなく、歪んだ夫婦観が障害となっており、健全な価値観に変えることが必要。

(3) C団体

ア 団体概要

(ア) 設立年度：2010年

(イ) 設立経緯

DVの根絶を目指すためには、加害者に対するアプローチが必要であるという問題意識、被害者だけに働きかけ、加害者にアプローチをしないのは不十分であるという問題意識から設立

(ウ) 主な活動内容

男性教育プログラムの実施

(エ) 主な構成メンバー

精神科医師、臨床心理士、心理カウンセラー、認定心理士、大学教員等

(オ) 主な連携機関

① 行政機関：県及び市の男女共同参画主管課、男女共同参画センター、
県警本部

② 民間団体等：法律事務所、精神科クリニック

イ 加害者プログラム

(ア) プログラムの名称：DV教育プログラム男性編

(イ) プログラムの目的

被害者支援の一環としての加害者更生教育

(ウ) プログラム実施の背景・問題意識

加害者に関わることなく、被害者に行動を促す現在の支援のあり方には限界があり、DVの本質的な解決を志向するならば、加害者対応に目を向けることが不可欠であるということを実感している。

(エ) プログラムの対象者・参加者の属性

- ① 性別：男性
- ② 年齢：20～50 歳代（主な参加者は、30～40 歳代）
- ③ 婚姻状況：83%が既婚者であり、17%が未婚者である。

(オ) プログラムの実施方法・実施頻度等

- ① 形式：グループワーク（座学を含む）
- ② 実施頻度：1 クール 13 回
- ③ 参加者の人数：1 グループ平均 3 ～ 9 名（メンバーは 1 クール固定）
- ④ 時間：1 回 120 分

(カ) 参加費：合計 30,000 円（初回に一括払い、分割は基本的に不可）

(キ) プログラムの実施者（ファシリテーター）

7 名（臨床心理士 1 名、精神科医 1 名、シニア産業カウンセラー 1 名、認定心理士 1 名）

(ク) 参考としたモデル

A 団体の研修を基に実施

(ケ) 参加者の募集方法

ホームページ、新聞・テレビへの掲載、DV 関係のネットワーク会議及び地域の行政担当課への告知

(コ) 参加者の主な動機・経緯

「妻が突然出て行ったので、非常に困っている」、「かつての妻との関係を思い出し、これからの自分のためになんとかしたい」、「妻から調停を申し立てられ、対応について相談したところ加害者プログラムがあることを聞いた」、「DV について学び、自分のやっていることが DV だと気が付いてインターネットで調べた」等のケースがある。

(サ) 参加者のドロップアウト率：約 50%

(シ) 被害者への連絡方法・説明等

被害者と連絡を取ることは、ほとんどない（大半の場合、離婚後や過去の DV 又はデート DV であるため）。今後は、状況に応じて被害者への連絡を取って進めて行く予定。

(ス) 被害者の安全確保

被害者に関する情報については、加害者へ伝えない。

(セ) リスクアセスメント

必要に応じて、被害者から当団体に連絡することができるようにしている。

(ソ) スクリーニング

精神科医師を含んだファシリテーター2名による、SARAを使った事前面接を実施（1時間程度）。スクリーニングをした結果、受講を断るケースは、「治療を優先する方が良い」と判断されるケース、「精神科での治療が必要」と判断されるケース等（アルコールやギャンブルの依存症がある方は断る）。

(タ) 終了後のフォローアップ

終了後のフォローアップは、これまで実施したことがない。

(チ) プログラム効果の測定方法

受講者の満足度、プログラム継続中の夫婦関係及び暴力行為の有無に関するヒアリングによる。

(ツ) 個人情報の管理

インテーク面接をプログラムに関与している精神科医のクリニックで実施しているため、精神科クリニックで管理を行う。

(テ) ファシリテーターのスーパーバイズ

スーパーバイズ及び研修を実施している。

ウ 課題・今後の展望等

(ア) プログラムへの参加率の向上

啓発を通して、加害者にプログラムへの参加を促すとともに、プログラム参加者のドロップアウト率を下げるため、プログラムの内容や進行方法を見直す必要があると感じている。

(イ) ファシリテーター及びスタッフの確保

プログラムのファシリテーター（特に男性のファシリテーター）や団体の運営スタッフの確保が難しい。

(4) D団体

ア 団体概要

(ア) 設立年度：2002年

(イ) 設立経緯

当団体の代表が、海外において被害者支援及び加害者プログラムに携わった経験から、DVをなくすため最優先すべきは被害者支援であるが、加害者を変えない限りは被害者の安心と安全はなく、またDVはなくなると痛

感じ、加害者に対する活動を始めた。

(ウ) 主な活動内容

- ・ DV加害者更生教育プログラムの実施
- ・ デートDV防止教育プログラムの実施
- ・ DV被害者支援プログラムの実施
- ・ プログラム実施者の養成
- ・ DVに関する各種講演活動・執筆活動
- ・ デートDV防止啓発パンフレット制作（主に行政からの委託）

(エ) 主な構成メンバー

- ・ 代表
- ・ 事務局長及び加害者・被害者プログラム・ファシリテーター（1名）
- ・ 加害者プログラム・ファシリテーター（2名）
（ファシリテーターは3名で、すべてDV被害のサバイバー）

(オ) 主な連携機関

DV被害者支援団体、面会交流支援団体

イ 加害者プログラム

(ア) プログラムの名称：DV加害者プログラム

(イ) プログラムの目的

当団体の加害者プログラムは、同居や婚姻の継続を目指したり支援したりするものではなく、被害者支援のために、加害者が以下の事項を実践できるように変わるのを目的としている。

- ・ DVは「相手を支配するため」の手段として「自分が選択した行為である」ことに気付いてやめること
- ・ 誤った価値観を学び落とすこと（unlearn）
- ・ DVの結果に向き合いその責任を取ること（被害者が望んでいる場合には、別離や別居を受け入れたり、経済的な責任を取ったりすること）
- ・ DVではない、他の方法を選ぶことを学び訓練すること（learn）

(ウ) プログラム実施の背景・問題意識

DVは、精神疾患、依存症、嗜好癖行動によるものではなく、偏った考え方と価値観の問題である。よって、加害者プログラムは、治療や心理療法ではなく、加害者が誤った価値観に気付き、暴力によらない関係作りを学ぶために、グループで行う教育プログラムであると認識している。

(エ) プログラムの対象者・参加者の属性

- ① 性別：男性
- ② 年齢：20～60歳代（主な参加者は30～40歳代）

(オ) プログラムの実施方法・実施頻度等

- ① 形式：グループワーク
- ② 実施頻度：連休を除く毎週末に実施し、52 回以上の参加が要件
- ③ 参加者の人数：1 グループ 10 名程度（休む人がいるため、毎回メンバーは多少入れ替わる）
- ④ 時間：1 回 120 分

(カ) 参加費：1 回 3,000 円（都度支払う）

(キ) プログラムの実施者（ファシリテーター）

女性 3 名（DV サバイバー）

(ク) 参考としたモデル

カリフォルニアの A B I P（Association of Batterers' Intervention Programs、DV 加害者プログラム連絡協議会）発行の教材・資料集（日本語版は当団体が発行）等を参考に独自に作成

(ケ) 参加者の募集方法

ホームページ、自治体（男女共同参画センター・保健所等）や民間機関（被害者支援団体、精神科医等）などからの紹介

(コ) 参加者の主な動機・経緯

初回の面談時に、「加害者自身の意思で予約を取らないと受付けない。」としているため、参加者はすべて自らの意思で参加しているが、参加を考えたきっかけは、妻が家を出て行ったとか、離婚や別居を言い出したとか、DV だとか言われたなど、妻からの何らかの突き付けがあったというケースがほとんどである。最近は、保護命令を受けた人、逮捕歴のある人及び離婚後に子供に会う条件とされた人などの参加が増えている。

(サ) 婚姻状況

参加者の状況は、同居中、別居中、離婚と様々である。また、デートDV の加害者も含まれる。

(シ) 参加者のドロップアウト率：約 14%

(ス) 被害者への連絡方法・説明等

被害者とは頻繁に連絡を取り合う。連絡方法は、メールや電話が多い（FAX、面談、手紙も可）。被害者の情報については、被害者が望む情報のみ加害者に開示している。

なお、加害者は参加する際「パートナーからDV 行動についてグループで話し合っただけ」という要望があった場合、それについてグループで話し合うこと」に同意しているので、取り上げて欲しい加害者のDV 行為やテーマ等を被害者が伝えてきた場合は、それをグループで取り上げて話し合っている。

(セ) 被害者の安全確保

被害者支援を最終的な目標としているため、加害男性の話だけではなく、必ず被害女性の話を聞く「パートナー面談」を実施している。参加を希望する男性のうち、被害者と面談ができ、その安全が確認でき、さらに被害者の同意が得られた場合のみ、加害者のプログラムへの参加を受け入れている。

(ソ) リスクアセスメント

① 加害者面談

プログラムに入る前に、3回実施する（約1時間）。加害者面談では、自覚している暴力の種類、期間、頻度、進行度合い等を確認するとともに、育った家庭におけるDVの有無、子供のときの被虐待経験の有無、パートナー以外の人への暴力の有無等を確認している。

② パートナー面談（約2時間）

- ・ 加害者面談の2回目と3回目の間に、約2時間かけて1回実施する。面談質問票及び暴力の種類に関するチェック票（加害者面談で使用するものと同じもの）を用いて、加害者から聞き取った内容との差異を確認するとともに、暴力の状況について全体像を把握して、被害者の安全確保につなげている。
- ・ 被害者自身に被害の自覚がなかったり、被害を矮小化^{わい}したりしている場合が多いので、それに気付いてもらうための意識チェックをしてもらう。そして、加害者にどのように変わって欲しいとか、当面の希望やニーズ等を聞き取ることにより、女性が自分の気持ちを整理したり、状況を把握したりするのを支援する。
- ・ プログラムに通って変わる保障はないことや、通うことで起きうる危険性（例えば、プログラムで学んだことを悪用する）や、被害者が決意して逃げようとしたときに加害者がさらに危険な行為をするかもしれない可能性などについても伝える。
- ・ 被害者が安全を確保するのを支援するため、様々な情報（保護命令、離婚調停・裁判手続き、別居・離婚した場合の社会的・経済的支援等）を提供している。
- ・ 特に加害者から逃げる意思のない女性に対しては、当団体が実施している、被害女性を支援するためのプログラムに参加するよう勧めている。
- ・ 別居や同居のルールを、当団体が作成したひな形を基に作成し、それを書いて加害者に渡すよう勧めている。渡された加害者はそれをグループで開示し、ルールを守ることの大切さや、実行するための心構えなどを学ぶ。

③ 継続的アセスメント

ケース検討を週 1 回以上実施している。また、加害者やそのパートナーからの相談等があった場合は、その都度ケース検討をしている。

(タ) プログラムの効果の測定方法

休まずに長期間プログラムに通っても、パートナーが安心した生活を送れるようにならなければ、プログラムは単なる知識の吸収の場でしかない。当団体のプログラムでは、加害者が被害者の傷つきや気持ちを想像したり、共感したり、相手を尊重する言動や責任ある行動を取ったりできるようになるための学びと訓練に多くの時間を費やす。それらを加害者が実際にどのくらいできるようになったかという評価は、パートナーにしかできないと考える。

そのため、被害者に、加害者の言動の変化を具体的に尋ねる Q & A 式のチェック票を用意している。別居していた被害者が同居に戻ることを望む場合や、52 回以上参加した加害者が、参加頻度を減らしたいとか、やめたいと言ったりする場合、被害者にチェック票に記入してもらい、当団体に返送してもらう。そうすることで、加害者の変化の度合いを被害者自身と当団体が客観的に見極めることができる。

(チ) 終了後のフォローアップ等

加害者側へのフォローアップは行っていないが、被害者側にその後の様子を聞くための連絡は取っている。

(ツ) 個人情報の管理

個人情報の管理は徹底しているため、これまで問題になったことはない。

(テ) ファシリテーターのスーパーバイズ

米国カリフォルニア州で加害者プログラムの研修を受け、当団体に 10 年以上の経験を積んだ代表が、3 名のファシリテーターのスーパーバイズを常に行っている。

ウ 課題・今後の展望等

(ア) 現状の主な課題・問題点

① 社会からの突き付けの必要性

社会からの突き付けがなく、妻からの突き付けのみにより、加害者をプログラムに向かわせることは困難である。社会からの突き付けもなく、孤立した状況の中で、被害者は、加害者からの反応をおそれて何も言い出せないか、加害者からの反応に怯えながらプログラムへの参加を要求しなければならない。

妻からの突き付けにより、加害者がプログラムに参加することとなった場合は良いが、加害者からの反応が「俺がDVなわけないだろう。おまえのほうこそDVだ」というようなものであった場合、被害者は絶望

の淵に立たされることとなる。

このような、被害者に負担がかかる状況を解消するためには、加害者をプログラムに向かわせる法制度等による社会からの突き付けが必要ではないかと考える。例えば、被害者がシェルターに入ったとき、保護命令が発令されたとき、加害者が逮捕されたとき、被害者が起訴を望まないときなどに、加害者に加害者プログラム受講を義務付ける法律を国が作ることを検討してはどうか。DVを夫婦間や家族だけの問題として捉えるのではなく、社会全体の問題であると捉えて、社会が加害者対応策に取り組むことが必要だと考える。

② 加害者と別れていない女性への支援

現在の被害者支援は、加害者から逃げることを前提にしたものであるため、「逃げたい」「別れたい」という被害者は相談機関において具体的な支援を受けることができるが、「別れたくないが変わって欲しい」「彼を加害者プログラムに参加させるためにはどうすればよいか」という悩みを一緒に考えてくれるところはない。

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者からDVの被害を受けている女性の中で、相手と別れた女性は1割に満たず(8.7%)、「別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」が45.8%、「別れたい(別れよう)とは思わなかった」が36.4%と、加害者と別れていない女性たちが8割以上を占める結果となっており、このような女性たちへの支援が手薄な状態であることは明らかだ。

このような女性たちのニーズに応えるためにも、適切な加害者プログラムを社会に広める取組や、加害者から逃げられない被害者への支援のあり方等について検討を進めていく必要がある。

(イ) 今後の展望・期待すること

① 被害者支援と加害者対策は車の両輪

暴力を振るわれていい人など、この世には一人もいないということや、DVは犯罪であるということがまだ社会に浸透していない。DV対策で最優先されるべきことは被害者支援であるが、加害者対策も不可欠である。「社会はDVを許さない」「DVする人はそのままではいけない」「加害者は暴力の責任を取る必要がある」という認識を社会全体で共有することを目指すとともに、このような共通認識に基づく加害者対策を講じることが必要である。

暴力を振るう人が変わらない限りDVはなくなる。暴力の責任を自覚せず、変わる意思のない加害者は社会にとって脅威であり、危険な存在であり続ける。加害者対策は暴力の予防対策であるとともに、安全

で健康な地域社会作りにつながるものである。よって、被害者支援と加害者対策は、DVのない社会を目指す車の両輪であるという認識を持つことが必要である。

② 加害者に対する処罰と監視

配偶者暴力防止法はできたが、接近禁止命令が出ている間に被害者が大変な思いをして安全な場所に避難し、苦勞して新しい生活を始めるという、被害者が逃げることを前提とした支援は根本的におかしい。

米国の多くの州で導入されているように、被害者や周りの人からの通報により、警察は、容疑があれば加害者を逮捕し、制裁を科すというような制度が日本においても検討されることが望ましい。米国のカリフォルニア州では、暴力の程度が軽いと認められた、又は初めて逮捕された加害者や、他の犯罪歴のないものに対しては、裁判所からDV加害者プログラムの52回受講義務命令が出される。プログラム受講中及びプログラム修了後3年間は、保護監察局に定期的に通わなければならないシステムとなっている。このように、処罰と監視の制度があることによって、加害者プログラムが被害者の安全を確保するためのものとして機能している。

日本の現状は、被害者が出ていくなどの行動によってショックを受けた加害者が、なんとかしたいと思ってプログラムに参加するケースが大半であり、その数は加害者全体の中では少なく、氷山の一角にすぎない。何も気が付かず、悪いのは自分ではないと思っている加害者が、プログラムに自ら参加することはない。このような状況を変えるため、諸外国における取組を参考に、加害者に対する積極的な逮捕、処罰や監視制度及び加害者プログラムの実施体制等について検討が進められることが求められる。

③ 加害者プログラムガイドラインの必要性

現在、日本では形態や手法が異なる様々な加害者プログラムが存在しているが、加害者に対する個人カウンセリングの実施等、被害者の安全が危惧されるようなものも含まれる。

平成16年に内閣府が調査研究の一環として取りまとめた「配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に際しての留意事項」においては、プログラムが採用すべき方法として「1対1の個人カウンセリングではなく、講義やグループ討議を含む小グループによること。」とされている。しかし、実際には、個人カウンセリングを実施する人たちは多くいて、そういう人たちには、加害者に暴力の責任を認識させるものではなく、暴力は精神疾患によるものとみなし

て病名を付け、治療の対象とする傾向が見受けられる。このような個人カウンセリングは、加害者に暴力を容認するような免罪符を渡すようなものであり、被害者の安全を脅かしかねないものである。

よって、このような危険性を排除するためにも、国において、加害者プログラムの実施に係るガイドラインが策定されることが望ましい。

④ ファシリテーターの養成及び継続したトレーニング

加害者プログラムのファシリテーターは、「被害者がどのような恐怖と混乱を抱いているのか理解し共感できる」「加害者の相手に対する共感のなさに対峙し、共感を促したり伝えたりできる」「被害者たちのニーズがどういうものかを常に把握している」という条件を兼ね備えていることが重要である。よって、精神科医や臨床心理士であれば、加害者プログラムのファシリテーターが務まるというわけではなく、専門の研修が必要である。

カリフォルニア州では、研修（40 時間）及びスーパービジョン付きの実習（104 時間）を修了したものでなければ、加害者プログラムを実施してはならない制度となっている。また、加害者プログラムを実施するためには、研修等の受講のみならず、保護観察局の認可が必要である。さらに、認可を受けたファシリテーターは、毎年 16 時間の研修を受けなければ、プログラムを継続してはいけない制度となっている。

また同州では、被害を経験したサバイバーが、自身のケアをしたあとで研修と実習（スーパービジョン付き）を受ければ、加害者プログラムのファシリテーターになる道が開かれている。自分の被害経験を活かしてこの仕事をしたいと希望する被害者は多く、実現すればそれは究極の被害者支援となるし、すぐれたファシリテーターを生むことにもなる。

日本においても加害者プログラムを実施するためには、このようなファシリテーターの養成に係る海外での先駆的取組を参考にし、国（実際には認められた民間団体等）が実施する基本的な研修・実習及び継続的な研修の受講を義務付ける制度が整備されることを期待する。

2 被害者支援団体

(1) A団体

ア 団体概要

(ア) 設立年度：1998 年

(イ) 主な活動内容

- ① DV、性暴力被害を受けた女性及び子供のシェルターを運営している
民間支援団体の全国ネットワーク（ネットワーク加盟団体数：69 団体）
- ② 電話相談、面接・カウンセリング相談、自助グループ等のグループ活動支援、同行支援、啓発活動、シェルター対応、一時保護、自立支援、その他（調査研究、政策提言、人材育成等）

イ 加害者への対応について

(ア) 加害者からの問合せ

被害女性及び子供の支援に徹するため、加害者からの問合せには一切対応しないという姿勢を貫いている。

(イ) 加害者からの追跡等への対策

加害者からの執拗な追跡や攻撃等から被害者及び支援者を守るため、近隣の交番や、支援団体が入居しているビルの管理組合や警備会社等と連携している。また、支援員は、常時身の安全の確保を図っている。

ウ 加害者プログラムについて

(ア) 加害者プログラムに対するニーズの高まり

加害者プログラムのニーズは高まってきていると感じる。「加害者の言動を何とかしたい」、「夫を変えるにはどうしたらよいか」、「今すぐ逃げたくはないが、あの凶暴な夫の性格や言動が変わるのであれば、どこのお医者さんでも、どこプログラムでも連れて行きたい。そのようなところはないか」といった問合せは、日常的にある。

(イ) 加害者プログラムに対する主な懸念・意見

① 被害者に対する影響

妻から別居や離婚を迫られるなど、妻との関係が不和に陥った際、加害者が関係の修復を目指して、自発的に加害者プログラムや地域の精神保健福祉センター等のカウンセリングに行くことがある。しかし、加害者プログラムやカウンセリングに通っている加害者は、「自分は努力しているのに、子供を連れて出ていくのか」というように、加害者プログラム等に行っていることを理由に、被害者側をさらに追い詰めるような態度を取ることが多い。

また、離婚調停や裁判の際に、DVは妻の偽証であると主張するために、加害者プログラム等に通っている事実を持出す加害者もいる。さら

に、離婚調停の場において、家庭裁判所の調停委員が、夫が加害者プログラムに通っていることを理由に、妻に対して「夫は努力をしているのだからあなたも努力すべき」や、「子供には父親が必要なことから離婚は思いとどまりなさい」と、被害者が置かれている状況に配慮せず、家族の再生を迫るような指導をすることがしばしばある。

このように、加害者プログラムやカウンセリングが、関係の修復を迫るための口実や根拠として利用されている現状があることから、加害者プログラムの取組がこのまま広がることには不安を覚える。特に、被害者支援団体として、被害者の安全を守ることを最重視していることから、加害者プログラムが、被害者保護という軸から外れた形で運用されてしまう可能性があることについて懸念する。

② 加害者プログラムの効果に対する懸念

米国においては、30 年以上前から、加害者にプログラムの参加を義務付ける法制度のもと、加害者プログラムが実施されているが、被害状況の改善はあまりみられず、プログラム参加者が再犯に至るケースも後を絶たない。これまで各国が実施してきた加害者プログラムが、本当に被害者の安全や安心感を確保する方策として役立っているのか、加害者の再犯防止に役立っているのか厳密な検証が必要である。

エ 今後の展望・期待すること

(ア) 加害者プログラムへの参加の義務付け

加害者プログラムの実効性を高めるためには、加害者にプログラムへの参加を義務付けるような法整備が不可欠であると考ええる。たとえば、保護命令制度を拡充し、接近禁止期間に、国が準備した基本的なプログラムに参加することを義務付けるということもあってよいのではないかと。即効性は乏しいかもしれないが、保護命令が発令されたら、勉強しに行かなければならないという社会的な圧力になるため、それを入口にしてみてもどうか。また、刑事収容施設及び保護観察所においても、DV加害者を対象としたプログラムが実施されることが望ましい。

(イ) 被害者支援の視点に基づく加害者プログラムの運用

加害者プログラムを地域社会で実施する際には、被害者の視点に立ち、被害者の心身の安全が確保されるような運用がなされることが重要である。そのためには、プログラムの内容や運用の際の留意点等について、策定の段階から被害者支援関係者が関与することが望ましい。

(ウ) 「暴力を容認しない」という姿勢の重要性

加害者プログラムへの参加を義務付ける法制度が整備されたとしても、社会において「暴力を容認しない」という認識が共有されていなければ、その

効果は期待できない。加害者に暴力の責任を認識させ行動の変化を促すためには、「暴力を容認しない」という認識を社会の常識にすることが不可欠である。

(2) B団体

ア 団体概要

(ア) 設立年度：2002 年

(イ) 主な活動内容

電話相談、面接・カウンセリング相談、同行支援、啓発活動、母子同時並行心理教育、シェルター退所後の自立支援、ステップハウスの運営

イ 加害者への対応について

(ア) 加害者からの問合せ

シェルターそのものを持っていないため、加害者からの問い合わせはほとんどない。シェルター退所後のステップハウスの支援をしているが、場所を秘匿しているため、問い合わせもない。

(イ) 加害者対応の指針

たとえ、加害者からの問い合わせがあったとしても、問い合わせには応じない。

ウ 加害者プログラムについて

(ア) 加害者プログラムに対するニーズの高まり

被害者から、「暴力さえなければ、一緒に暮らしていきたい、暴力が止めば、離婚したくない」といった理由から「男性を更正させる場所はあるか」という相談を受けることがあることから、加害者プログラムに対するニーズは高まっていると感じる。しかし、加害者プログラムを実施している機関が地域にないため、具体的な支援につなげることができず、非常に残念である。

(イ) 加害者プログラムに対する主な懸念・意見

① 加害者プログラムの実施体制の明確化

加害者プログラムは、どのような機関で誰が実施し、その効果をどう判定するのか、その点を明確にし、責任を持って実施する体制が必要である。このような体制がなければ、加害者更正プログラムへの参加を、暴力を肯定するための免罪符として利用しようとする加害者を防げないのではないかと考える。

② プログラムを実施するための社会環境の整備

すべての加害者にプログラムが有効であるとは思わないが、実施していかなければいけない時期に来ているのではないかと考える。

現在の被害者支援体制においては、被害者が暴力から身を守るための

選択肢は「逃げる」ことしかないのが実情である。しかし、「逃げる」ということは、被害者にとって失うものがあまりにも大きいため、多くの被害者は、加害者の元に留まることを選択せざるを得ない状況に置かれている。よって、暴力にギリギリまで我慢して、身の危険に至ってから具体的な支援につながるというケースが多い。

しかし、もう少し早い段階（「暴力が止めば、一緒に暮らしたい」という相談を受けた際や、警察を初めて呼んだ時等）において、「このようなプログラムがあるので、受けてみてはどうか」という警察等から加害者プログラムへの参加を促すことができれば、暴力の深刻化を予防することができるのではないかと考える。また、DVが子供に及ぼす影響も大きいため、被害者のみならず子供への影響の軽減のためにも、日常的に警察などが、「あなたは行った方がいいよ」と言えるようなプログラムがあると良いのではないかと思う。

もしプログラムを実施するのであれば、少なくとも「暴力をはたらい」という事実によって加害者プログラムにつながる事が必須になる」という社会環境や実施体制が整っていないと、効果は期待できない。

エ 今後の展望・期待すること

（ア）加害者プログラムの実施体制

加害者プログラムは、警察や裁判所等の権威のある機関が指示するなどして実施すべきである。例えばノルウェーでは、警察等が加害者に対しプログラムの受講を勧めており、強制ではないが脱落率は非常に少ないと聞いている。裁判所命令というよりも、警察等から「受けなさい」と言われて「受けないといけないな」と思う社会的圧力があることが、一番望ましいのではないか。

（イ）社会の中で配偶者暴力を決して許さないという姿勢

DVについては、殴っている人（加害者）が困らないという現状がある。例えば、保護命令については、身体的暴力以外は保護命令が言い渡されず、言い渡されたとしても会社は退職とはならず、公表されることもない。暴力を振るっている人が全く困らないという社会的な背景があり、困っているのは被害者だけである。その点が改善され、「暴力を振るうことは恥ずかしいことである」、「本人にとっても、とてもマイナスなんだ」、「不幸なことなんだ」という社会常識を広める必要がある。加害者プログラム等に関する取組が広まらないのは、「法的強制力がないから広まらない」ということもあるが、「加害者が困っていないから広まらない」のではないか。その点が改善されていくことを期待する。

(ウ) 心理の専門家養成課程における教育

大学等における精神科医や臨床心理士の養成課程において、DVが起きる構造や加害者の行動の特徴等を学ぶ機会が少ないと感じる。心理の専門家が、DVに対して誤った認識もつことで、被害者が二次被害を受けたり、加害者への対応を誤ったりすることにより、結果として被害者の安全が脅かされる事態を招く危険性もあることから、教育を通して正しい情報を伝えることも重要であるとする。

(3) C団体

ア 団体概要

(ア) 設立年度：2013 年

(イ) 主な活動内容

DV被害者支援団体（現在は9団体）を繋いでいる中間支援組織。主に、同行支援（裁判所、弁護士事務所、病院、役所、学校等へ当事者に同行して行く支援）において、連携した団体50名以上の支援員が支援をしている。

支援者への様々な研修事業、一般の方への啓発事業、支援者・弁護士・精神科医、危機対応コンサルタント、元警察関係者などとともに、DVの危険度査定とマネジメントに関する研究会などを開催。

イ 加害者への対応について

裁判所や法テラス等に配架している同行支援に関する案内や団体の報告書を見た加害者から、被害者の動向を探ろうと、同行支援に関する問合せをしてくる場合があるが、「お答えできません」という対応を取っている。また、団体として「直接加害者とは接触しないこと」を指針としている。よって、面会交流時の子供への同行支援についての要望が多く寄せられるが、基本的に断っている。

ウ 加害者プログラムについて

(ア) 加害者像を明確にすること

当団体は、同行支援をするなかで、加害者からの追跡や子供の面会交流での危険性を目の当たりにしてきている。しかし、加害者すべてが同じ危険性があるわけでもないし、同じ加害者であっても状況によって危険度が変わることも実感している。被害当事者は暴力経験からかなりの年月が経っても自身は「非常に危険」と感じている場合も多い。加害者、そしてそのおかれている状況の危険度を客観的に把握することは、次の被害者にとっての安全なマネジメントにつながることはもちろんであるが、加害者の危険度を明確化することで、加害者に対する適切なアプローチも可能になると考えている。

「加害者プログラム」というときに、加害者の像がどういうものを指しているのかが明確にされていない。非常に危険なケースもあるが、「同居してい

る中で、もう少し暴力のない関係に変えられないか」というものもある。加害者といっても一様でなく、危険度のグラデーションがある。それを踏まえた上で、「どのような加害者を対象に」、「その加害者や状況の危険度に合わせてどのように」やるのかという点を明確にしなければ、プログラムの実効性を高めることは難しいのではないか。また、プログラムに対して何の強制力もない中で「加害者」という言葉がついていて、プログラムに参加するモチベーションが難しくなると考える。

(イ) 加害者にアプローチしないことへの疑問

配偶者暴力防止法により、被害者保護が相当に進んできた。しかし、この法律が被害者保護法となっており、加害者については法律に基づいた積極的なアプローチがないことに疑問を感じる。児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待については、現状では、被害者保護だけでなくいずれも加害者にアプローチしている。

高齢者虐待の場合、被害者が 65 歳以上の高齢者であれば、高齢者福祉が担当するが、高齢者のDV案件については、行政では被害女性だけでなく、加害者の男性が高齢者である限り、男性にもアプローチする。地域包括支援センターなどが加害者の動向を見守り、常時日常の相談を受け、法律や医療にもつないで連れて行くなど、かなり加害者を丁寧にケアしている。

またDVを伴う児童虐待の案件は多い。DV案件とされたケースは、母子を一時保護、転宅させるだけでなく、子供を一時保護し児童相談所が介入するケースでは、必ず親に対して、子供を親元から引き離す必要性について説明をする。児童相談所は子供を保護している限り両親とつながっており、父親の動向も母親の動向も把握して、それぞれに必要な指導や支援が行われている。子供に対する加害者へのアプローチは当然のこととなっている。

また、生活保護受給家族に関する事案では、DVにより、母子が警察に駆け込むケースも多い。夫が保護費を全て握り、妻子がさらに困窮する状況となっている場合は、ケースワーカー等が世帯分離させるとともに、加害者に対して厳しく指導が入る。その結果、加害者が不利益（生活保護が切られるなど）を被ることもある。暴力の原因となる素因を関係者により特定し、精神疾患又は発達障害などから来るものかなど、成育歴からひも解くことから始める。原因がアルコール・薬物、ギャンブル依存などに特定できる場合には、保護命令を取り、夫を単身で遠方の依存症回復施設に入所させ、母子は一時保護の後、元の住居で継続した暮らしを可能にするなど、できるだけ母子が転居による不利益を被らなくてよい方法を選択している。

このように、主に暴力に関する他の法律に基づく実務においては、加害者をひとくくりにせず、個々具体的に、加害者のその後の人生もより良い方向

に向かうよう配慮し、アプローチしているのが現状であり、DV防止法だけ、加害者に何もアプローチしていない。加害者へのアプローチの必要性、現実性を探っていかななくてはならないと感じている。

エ 今後の展望・期待すること

(ア) 暴力を未然に防ぐためのプログラムの有効性と必要性

今年に入り、警察が人身安全事案への対策を強化してきた。特に、警視庁は、被害者本人が被害届を出したくないと言っても一時拘留する。被害届の提出に至らなかった事案については「夫婦2人で相談に行きなさい」等と言って、男女共同参画センターに相談することを促している。しかし、拘留されても1週間か早ければ1～2日で家に帰されるので、その期間に被害者の安全が確保されていなければ危険度が増す。また、相談先として情報提供される男女共同参画センターでも、女性のための相談が多く、DVを激化させないためのカウンセリングやプログラム、夫婦・パートナー間への介入などはしておらず、受け皿がない。当事者たちは一度は相談に行っても継続しない現状がある。

現行の被害者支援は、逃げざるを得ない状況に追い込まれた被害者の支援を前提としたものとなっているため、被害届を出す程度のひどい暴力ではない場合には、被害者の心理相談以外に加害者も含めた暴力の激化予防、未然防止への有効な支援策がほとんどなされていないと言える。よって、暴力が深刻化した時点で被害者が再び相談をしたり警察が呼ばれたりした時点で、安全の確保に向けた支援が始まることになってしまう。しかし、こうなってしまうと、逃げるという以外、有効な選択肢は残されない。

このような状況を変えるために、警察が介入した初期の段階で、加害者を加害者プログラム実施機関につなぐことができれば、「ひどくなったので、また相談に来ました」、「では、逃げましょう」という、これまでの支援の流れを変えることができるのではないかと。しかし、それが可能になるには、加害者を含めた暴力の未然防止、激化予防のプログラムはもちろんのこと、警察と相談機関が連携してチームとして支援するための合意や体制が必要だと考える。なお、加害者プログラムの内容は、互いに尊重し合える関係作りを学ぶことを通して、暴力の芽に気づき、加害者が暴力を未然に防ぐ術を習得することを目的とするものであることが望ましい。

(イ) 子供の面会交流の対応と危険度のアセスメント

DV案件での面会交流時では、連れ去りや追跡の可能性もあるため、危険度をアセスメントし、正確に把握しておくことが重要となる。また、子供への性的虐待が疑われる場合も、裁判所において、面会交流の実施に関して特別な配慮・取決めがされる場合もある。

しかし、DV案件での面会交流に関して、現在、「両親に合わせるべき」との見解が広まっている。DV被害者の中には、DVを主張することによって調停・裁判が長期化する、離婚の成立や養育費の確保が困難となることも多く、DV被害を主な離婚事由とせずに離婚するケースもある。このような場合は調停・裁判で書類上「DVケース」とされないために、面会交流の実施が養育費支払いの条件とされたり、調停委員・裁判官側でも通常の離婚扱いで面会交流が必至とされる場合がある。たとえ、面会交流することで子供や母親の精神的ダメージが大きいと専門家の判断があった場合でも、難しい状況になっている。さらに、子供や母親に面会交流の精神的なダメージがあるという精神科医などの専門家の意見書があっても、それが配慮されないケースもある。さらには、個人のクリニックの医師からは、夫からの攻撃やクレームを恐れて、面会交流による子供への悪影響について意見書を出せないといった声も聞いている。

面会交流の取決めがなされるかどうか、またなされた場合においても、加害者のリスクアセスメントが非常に重要となってくる。さらに、アセスメントは面会交流ができるかどうかの決定時の単回だけでなく、経過にそって必要であり、アセスメントに基づいたマネジメント（子供への接し方などを学ぶプログラムを受けるなど）が必要であると考ええる。

面会交流の実施については、被害母子のみならず、支援者にも危害が加えられる恐れがあることから、リスクアセスメントの導入等、安全な面会交流の実施に向けた対策が急務であると考ええる。

(ウ) 面前DVからのアプローチ

最近の研究でも、子供の時の面前DVの脳への影響がかなり明確になってきている。現行の配偶者暴力被害者支援制度のもとで、DV加害者へのアプローチが困難な状況においては、面前DVの場合は、児童虐待の枠組みのなかで、児童虐待の加害者として、加害者に対しプログラムの受講を促すような制度を検討することができないか。現行の法律のなかで、児童虐待の加害者への対応という点で、実施可能性が高いと思う。

子供に対する暴力防止のための教育プログラムのなかには、パートナー間の対等な関係を学ぶプログラムも当然含まれることとなり、現在まだ着手されていないDVの激化を防ぐ、減らすことにつながっていくだろう。

(エ) 暴力事案を取り扱う部局との連携

暴力事案と対峙しなければならない各関係団体、子供虐待防止、高齢者虐待、障害者虐待、貧困対策等は実効性のある暴力加害者への更生プログラムの必要性を痛感している。警察や関係する各部局、関連団体が連携することで新たな視点が生まれるのではないかな。連携して加害者更正プログラムの必

要性を協議する場を設けるなどが求められている。

加害者は一様ではない。さまざまな加害者に対する、それぞれに有効なプログラムの開発が必要となっている。ひいては被害者の生活を破壊することなく、被害を未然に防止することにもつながり、暴力を容認しない社会へと結びつくと考える。

このような取組が進むことによって、加害者プログラムの取組が促進されることを期待する。

Ⅲ まとめ

Ⅲ まとめ

本調査研究事業における検討委員会では、地方公共団体へのアンケート調査並びに加害者プログラム実施団体及び被害者支援団体へのヒアリング調査の結果に基づき、地域社会内における加害者プログラムに関する現在の課題や今後の在り方等について考察を行った。以下、検討委員による主な所見を示す。

1 アンケート調査及びヒアリング調査の結果から見える現状及び課題について

(1) 地方公共団体（都道府県・政令指定都市）

地方公共団体を対象としたアンケート調査の結果によると、加害者更生に関する取組⁵を実施している地方公共団体は 14.9%（10 団体）であり、このうち「加害者を対象とした更生プログラムを実施している（又は、実施していた）」と回答した地方公共団体は 1.5%（1 団体）であった。これらのことから、地方公共団体においては、加害者更生に関する取組が必ずしも進んでいるとは言えない状況にあることが分かった⁶。また、その理由としては、「加害者更生に関する情報が少なく、どのような取組を行ってよいか不明なため」（82.0%）、「管内に加害者更生に関する専門家・民間団体がないため」（42.6%）、「庁内において加害者更生事業に係る人員や財源を確保することが困難なため」（42.6%）等が挙げられていた。

このほか、本アンケートにおいて、地方公共団体からは、参加者の任意に基づくプログラムの効果に対する懸念や、加害側と接触することによる被害者の安全確保への不安等が示されるとともに、地方公共団体において加害者更生に関する取組を進めていくためには、国において加害者プログラムに関する基準策定やプログラムの実施に係る制度の検討を行っていくことが必要であるとの意見が出された。

(2) 民間団体

ア 加害者プログラム実施団体

本ヒアリング調査において、加害者プログラム実施団体からは、参加者がグループワークを通して暴力の責任を自覚し、暴力的・支配的でないパートナーとの関係作りを習得することを目的とするプログラムは、加害者と同居している被害者の安全・安心の確保や、面会交流の実施に係る母子の危険や不安の軽減等を図る効果が期待できるとの意見が出されるとともに、今後は、加害者プログラムを被害者支援の一つの方策として捉え直し、普及に向けた議論を進めていくことが望ましいとの意見が出された。

一方、加害者を対象とした取組を行っている団体のなかには、個人カウンセリ

⁵ 取組には、調査研究、加害者更生プログラム、相談、研修・講演会等を含む。

⁶ 「加害者更生に関する調査研究を実施している（又は、行っていた）」と回答した地方公共団体は 4.5%であった。

ングを通して加害者の治療を行うことを主な目的とする団体や⁷、独自の評価基準に基づき「回復率」の高さを主張する団体があることなどから、加害者プログラムに対する偏ったイメージや過度な期待感が社会において広まる風潮があり、加害者プログラムに関する議論を進めることが難しい状況にあるという意見が出された。

また、配偶者暴力防止法の制定以来、配偶者からの暴力に対する取組が、加害者責任の追及よりも、加害者の元を離れることを前提とした被害者の安全確保やその後の自立支援に重点が置かれていたことにより、加害者プログラムが被害者支援の流れのなかで特異なものとして位置付けられていることも、加害者プログラムの在り方等に関する議論の停滞を引き起こしている主な要因の一つであるという見解が示された。

さらに、今後、加害者プログラムの在り方等に関する議論を進めるためには、加害者プログラムを被害者支援の一環として位置付けるとともに、被害者支援に資する加害者プログラムの実践に向けて、国において加害者プログラムに関する一定の基準の策定が必要であるとの意見が出された。

この他、このような取組を進めるための基盤として、加害者プログラムは、被害者支援のみならず、暴力のない安全・安心な地域社会作りという点においても重要であること、また暴力は決して容認されるものではなく、加害者は暴力の責任を取る必要があるということが、社会の共通認識として根付くことが重要であるという見解が示された。

イ 被害者支援団体

本ヒアリング調査において、被害者支援団体からは、支援の現場には被害者から「加害者の言動を何とかしたい」「暴力さえなければ、一緒に暮らしていきたい」「子供にとっては父親であるため、暴力を止める方法はないか。暴力がなくなれば別れたくない。」といった内容の相談が日常的に寄せられるが、このような問合せの受け皿となりうる取組を行っている団体の情報が限られているため、暴力が深刻化してから再度相談に来るというケースが後を絶たない状況にあることが報告された。

このような状況を受け、被害者支援団体からは、相談の初期の段階において、加害者を暴力によらないコミュニケーション等について学ぶことができるプログラム等につなぐことができれば、暴力の深刻化をある程度抑えたり、被害者が我慢の限界まで加害者の元にとどまるという現状を変えることができるのではないかという意見が示された。

また、「面前DV」による子供への影響の緩和や、面会交流の際の被害者と子

⁷ 30 頁参照

供の危険や不安を軽減するための取組の一つとして、加害者プログラムを活用できるのではないかと意見があった。

一方で、加害者を強制的にプログラムに参加させる法制度が整備されていないこと、諸外国の先行研究の中には、加害者プログラムの参加者の再犯率の高さを指摘し加害者プログラムの効果について否定的な見解を示すものがあること、また、離婚調停等の場において、加害者が面会交流や親権等に関する協議を有利に進めるために加害者プログラムに参加していることを免罪符として利用する危険性が拭えないこと等により、加害者プログラムに対して懐疑的な見解を示す被害者支援団体もあった。

2 調査結果に対する考察

(1) 加害者プログラムに関する疑義について

上述のとおり、加害者プログラムに対するニーズは、被害者からの声に応じて、官民双方の領域において一定程度の高まりがみられたが、地方公共団体及び被害者支援団体においては、加害者を対象とした取組に関する情報が限られていること、加害者プログラムの効果や法的位置付けが明確ではないこと、被害者の安全確保に対する不安や懸念を払拭することが難しいこと、また、加害者プログラム参加者の再犯率の高さを指摘している一部の海外の先行研究についての情報が広がっていること等により、加害者プログラムそのものに対する不信感や、限られた予算の中で、明確な効果が期待できない加害者プログラムを進めることへの抵抗感などがあることが明らかになった。

このような加害者プログラムへの疑念の要因の一つである被害者の安全確保に関しては、本ヒアリング調査において、加害者プログラム実施団体から、被害者の安全確保をプログラム実施主体の責務と捉え、被害者とコンタクトを取りながら加害者プログラムを実施するなど、被害者の安全確保のための工夫をしながら取組を進めているという報告があった。

また、再犯率の高さを指摘する海外の調査研究については、その調査対象が司法的処遇を受けた一部の加害者に限定されること、また再犯率のみならず、被害者の安全感的増加等といった他の指標も用いなければ正確に把握することは困難であることなどの問題点が指摘された。

今後、被害者支援の一環として、加害者プログラムを適切に実施していくためには、国内外における加害者プログラムの実施状況に関する正確な情報や、加害者プログラムの効果等に関する実証的基盤のある研究を収集・分析して周知するとともに、このような諸外国における動向を踏まえて⁸、日本においても、より効果が期待される加

⁸ 加害者プログラムに関する現在の研究においては、親密な関係性における暴力を、他の暴力行動と同様に、それを支える認知、態度、行動の問題、特に強い葛藤場面におけるコ

害者プログラムの構築及び改良を進めていくことが必要である。

（２）加害者プログラムへの参加の義務付けの有無について

本調査においては、参加者の任意に基づく加害者プログラムは、暴力に無自覚な加害者の動機付けや参加意欲の持続が困難であるため、地域社会内において加害者プログラムを広めるに当たっては、加害者を強制的にプログラムに参加させる法制度の整備が不可欠であるという意見が出された。

しかし、暴力の程度や加害者と被害者の関係性は事案において一様ではないため、加害者を強制的にプログラムに参加させる制度が、必ずしも被害者の安全・安心の確保につながるとは限らない⁹。諸外国においては、加害者をプログラムに参加させる手段としては、裁判所によるプログラムの参加を義務付ける命令を始め、プログラムへの参加を拒否したり、途中で参加をやめた場合に制裁を科すという条件付きの命令¹⁰や警察や地域の被害者支援団体による法的拘束力を伴わない勧告等¹¹があり、事案の状況に応じて適切な手段が採られている。

今後、日本における加害者プログラムの在り方を検討する際には、諸外国の先行事例を参考にしつつ、配偶者からの暴力の多様な現状に即した加害者対応を含めた被害者支援を行うため、被害者に対する危険度等のアセスメントの導入や、加害者プログラムへの参加に係る法制度の在り方等について検討していくことが必要である。

（３）加害者プログラムの位置付けについて

日本においては、従来、加害者プログラムは、被害者支援の領域において特異なものとして位置付けられ、被害者の安全・安心の確保の手段としてみなされてこなかった。一方、諸外国においては、国や地方公共団体の被害者支援等に関する基本計画において、暴力の深刻化を予防するための手法や地域社会の安全作りのために必要な対

コミュニケーション・スキルに関する問題であると捉え、プログラム内容等の検証や、改善点・修正点の提案等が行われている。

⁹ 17 頁参照

¹⁰ 17、29 頁参照。カナダにおいては、個人、配偶者（事実婚関係の相手方も含む。）または子供に傷害を加える恐れや、財産に損害を与える恐れがあると認められる合理的な理由がある場合は、予防措置として、カナダ刑法 810 条（１）に基づき、治安判事裁判所又は簡易裁判所により平穏誓約（Peace Bond）命令が出される。命令遵守条件の一つとして、加害者プログラムへの参加が条件とされる場合がある。Peace Bond に違反した場合は、刑事罰が課される。For Your Protection, Peace Bonds and Family Law Protection Orders, Information for women in relationships who need protection from violence or the threat of violence, Ministry of Justice, the Government of British Columbia, March 2013, <http://www2.gov.bc.ca/assets/gov/law-crime-and-justice/criminal-justice/bc-criminal-justice-system/if-victim/publications/peace-bonds-english.pdf> (last visited 26.02.2016)

¹¹ 17、35 頁参照

策として位置付けられ¹²、地域の司法、行政、民間の連携のもと、加害者と同居している被害者の安全・安心の確保から、離婚後の安全な面会交流の実施の支援まで、暴力の危険度や被害者の状況に応じたプログラムが提供されている。

また、配偶者からの暴力を目撃することによる子供への心理的虐待（以下「面前DV」という。）に対する取組の一環として、児童相談所等との連携により、配偶者からの暴力及び児童虐待の加害者を対象としたプログラムを実施している国もある¹³。このような取組を行っている国においては、児童虐待の分野から配偶者からの暴力の加害者へのアプローチを行うことにより、被害母子の安全・安心の確保や、面会交流時における子供の心理的負担等の軽減が図られている。

今後、日本において加害者プログラムに関する取組に関する議論を進めていくためには、このような諸外国における先行事例を踏まえ、加害者プログラムを被害者支援のための一つのツールとして捉え、包括的な視点で検討することが必要である。

特に、警察から児童相談所への通告件数が増加するなど、「面前DV」の問題が顕在化する傾向にある現状においては¹⁴、配偶者からの暴力の被害者及びその子供の安

¹² 例えば、本ヒアリング調査において加害者プログラムを実施している国として言及されている諸外国の中には、女性に対する暴力の被害者支援に関する基本計画等において、暴力の責任は加害者にあることを明記するとともに、加害者プログラムを被害者支援の一環として位置づけ、地域社会における取組の促進に向けた取組や指標等が定められている。また、国連の女性に対する暴力の国内計画に関するハンドブックにおいても、加害者プログラムの実施に係る項目を設けることが推奨されている（詳細は、巻末資料を参照のこと。）。

¹³ 家庭において面前DVの影響を受けている子供は、発達段階に応じて影響が長期化したリ、後遺症が生じる場合もある。また、たとえ両親の離婚により加害者の元を離れたとしても、加害者との面接交流を通して、葛藤状況に舞い戻る可能性もある。このような配偶者からの暴力による子供への影響を考慮し、近年加害者臨床の分野においては、配偶者に対する暴力に関する説明責任や更生の義務に加え、父子関係を振り返るためのファザリングの在り方を学ぶプログラムの重要性が指摘されている。例えば、カナダのいくつかの州においては、児童虐待の加害者を対象とした（「ケアリングダッド（Caring Dads）」というプログラムがある。本プログラムは、児童虐待（身体的虐待、精神的虐待又はネグレクト）をした、または、子供の面前で配偶者に対する暴力を行った、またはこのような行為を行う恐れがある父親を対象とした17週間のグループワークプログラムであり、父親業や配偶者を尊重し暴力によらない関係作り等を学ぶワークを通して、加害者を良き父親へと変化させ、子供の福祉や母親の安全を確保することを目的としている。「ケアリングダッド」は、2003年にカナダのオンタリオ州ロンドン市で開発され、現在は、カナダのオンタリオ州やアルバータ州のいくつかの市で行われているほか、米国やヨーロッパのいくつかの地域でも実践されている。Risk Factor for Children in Situation of Family Violence in the Context of Separation and divorce, Department of Justice, Government of Canada, Appendix D, A detailed description of promising practices. <http://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/cj-jp/fv-vf/rfcsfv-freevf/ad.html> (last visited 28.03.2016)

¹⁴ 平成27年上半期において、警察から児童相談所に通告した児童数は17,224人（前年同期32.1%増）と過去最多であり、態様別にみると、心理的虐待が最も多かった（11,104

全・安心の確保にむけて、関係諸機関等の連携のもと、児童虐待の加害者である父親を対象としたプログラム等の実施が検討されることが望ましい。

3 今後期待する取組等について

(1) 加害者プログラムの実施状況等の周知

これまで日本において加害者プログラムの取組が進まなかった主な要因としては、加害者は変わるはずがないという諦念が被害者支援関係者の根底にあること、加害者プログラム参加者の再犯率の高さを指摘する海外の一部の研究結果の影響等により加害者プログラムに対する懐疑的なイメージが広がったこと、さらに、このような状況下において、地域社会内において実施されている加害者プログラムの取組等の情報が、地方公共団体や被害者支援団体に伝わりにくい状況にあったこと等が挙げられる。

今後、加害者プログラムを被害者支援の拡充に向けた一つの方策として捉え直し、取組を進めていくためには、国内外の加害者プログラムに関する取組状況や、プログラムの効果等に関する実証的基盤のある研究を収集・分析することにより、加害者プログラムに対する画一的かつ懐疑的なイメージの解消を図るとともに、効果のあるプログラムについて具体的な提案がなされることが望ましい。

なお、加害者プログラムの効果に関する研究における再犯率の測定及びエビデンスの抽出に関しては、その調査方法、時期及び対象者の選定の範囲によって多様な結果が導き出されるため、加害者プログラムの効果に関する先行研究を検証する際には、これらの点を考慮し、研究結果の相対化を図ることが必要である。

(2) 被害者支援の一環としての加害者対応の拡充

ア 加害者責任の明確化及び被害者支援の一環としての位置付け

配偶者からの暴力の被害者支援において、最優先されるべきことは、被害者の安全・安心の確保であることは言うまでもないが、中長期的な被害者の安全の確保及び心身の健康の回復を図るためには、加害者が暴力の責任を認識し、暴力的・支配的な行動パターンを修正することが不可欠である。

しかし、上述のとおり、日本における配偶者暴力に関する施策は、配偶者暴力防止法施行以降、被害者が加害者の元から離れることを前提とした安全確保及び自立支援に係る対策が中心となっていることにより、加害者への対応は、具体的な対策が講じられないまま時間が経過した。

このような状況のもと、加害者は、たとえ妻が一時保護されたとしても、暴力

人、構成比 64.5%、前年同期 42.9%増)。また、心理的虐待のうち、面前DV(児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力)が占める割合は約4割(42.2%、7,273人)に上った。「平成27年上半期の児童虐待及び児童ポルノ事犯の検挙状況等について」警察庁、平成27年9月10日

の責任を問われることなく、自らの暴力的・支配的な行動パターンに気付かないまま、社会生活を送り続けることが可能となっている。さらに、暴力の責任を認識せず、暴力的・支配的な行動パターンを変えることのない加害者は、新たなターゲットを見つけて暴力を繰り返すなど、地域社会にとっても危険な存在となりうる。

このような状況を変えるためには、国における配偶者暴力被害者支援に係る基本方針等において、加害者プログラムを被害者支援の一環として明確に位置付け、加害者自身が暴力と向き合い、暴力によらない関係作り等を学ぶためのプログラムの実施が促進されることが望ましい。さらに、加害者プログラムが被害者支援の一環として国の基本方針に明確に位置付けられることにより、地方公共団体においても、加害者プログラムに関する取組が進むことを期待する。

また、配偶者からの暴力がある家庭における児童への心理的虐待の影響を考慮し、配偶者からの暴力の被害者及び児童虐待の被害を受けた児童の支援という双方の観点から、加害者プログラムの内容や実施体制が検討されることが望ましい。このような取組を通して、加害者と同居している児童のみならず、離婚後の面接交流時における母子の安全・安心の確保に向けた取組が進むことを期待する。

加害者プログラム等の実施に向けた体制の整備に当たっては、配偶者からの暴力の被害者のみならず加害者と同居する子供の安全・安心の確保という観点から、児童虐待の被害を受けた児童の支援を担う関係機関等との連携が図られることが望ましい。

イ リスク・アセスメントに基づく被害者支援の拡充・加害者対応

被害者の安全・安心を確保するためには、加害者の状況や暴力の危険度を正確に把握し、危険度に応じた被害者支援及び加害者対応が行われることが必要である。

被害者の生命や身体に危害が及ぶ危険性が高い場合においては、警察の介入や被害者の一時保護といった対応が必要であるが、暴力の危険度によっては、加害者プログラムが介在することにより、加害者と同居している被害者の安全・安心の確保を図ることが可能な場合もある。

現行の被害者支援体制においては、加害者の元を離れざるを得ない状況に追い込まれた被害者を対象とする支援が中心となっており、加害者の元を離れることが難しい状況にあるか、加害者から離れずに関係改善を図りたい被害者に対しては、具体的な支援策がなく、被害が深刻になるまで暴力に耐えざるを得ない状況に置かれているのが現状である。

今後、国においては、加害者の元を離れずに関係改善を図りたいという被害者のニーズが一定程度あることを認識し、このようなニーズに応えるため、リス

ク・アセスメントにより危険度を的確に把握し、被害者の安全を確保した上で、加害者に対して適切なアプローチを行う取組の検討が必要である。

なお、具体的なリスク・アセスメント指標の内容やアセスメントの実施体制等については、国内外における加害者プログラムに実績のある団体等における先行事例を参考に検討が進められることが望ましい。また、多様な事案に対応するため、リスク・アセスメント指標を検討する際には、ストーカーや児童虐待等、配偶者からの暴力の被害者及びその子供が直面する可能性がある暴力の危険性についても包括的にアセスメントできるような指標の策定が望ましい。

（３）加害者「更生」に関する視点の転換

これまで日本においては、「加害者は変わるはずがない」「暴力を振るわなくなることはない」、よって「更生させることは無理である」という見解に基づき、加害者プログラムに対しては懐疑的な視線が向けられる傾向が強かった。

しかし、加害者プログラムの目的は、単に加害者に暴力を振るわなくさせることではなく、プログラムを通して、加害者自身が暴力を容認する歪んだ価値観に気づき、暴力的・支配的でない人間関係の構築や暴力によらない生き方を習得し、最終的には社会的に包摂されることを目指すものである。

今後は、社会において、加害者は決して変わることはないという諦念や、加害者に関与することへの消極的なイメージが解消されるとともに、加害者プログラム等を通して、加害者に暴力的・支配的な行動パターンを改める機会を与えることが、中長期的な被害者の安全や社会の安全の確保につながるという認識が広がることが望ましい。

（４）加害者プログラムの実施に係る基準等の策定及び人材育成

本調査で明らかになったとおり、現在、加害者プログラムは、いくつかの民間団体において実施されているが、その実施形態、場所、回数、被害者の安全確保方法等については実施主体により異なっており、中には被害者の安全・安心が確保されているかについて懸念されるものも見受けられる。

よって、加害者プログラムを被害者支援の一環として進めていくためには、国において、一定の実施基準（実施形態、回数、プログラムの終了基準、被害者の安全確保に関する方針、スーパービジョン、プログラム実施者・ファシリテーターの資格等）やマニュアルが策定されるとともに、策定した実施基準に基づくプログラムの実施者の養成に向けて、国や地方公共団体において職務関係者向けの研修等が実施されることが望ましい。

また、これらの実施基準等については、被害者支援関係機関において幅広く共有し、危険度の判断の迅速化や、加害者対応についてのノウハウが共有されることを期待す

る。

(5) 「暴力を容認しない」社会認識の形成

上述のとおり、加害者プログラムを被害者支援の一環として位置付け、被害者支援の拡充を図っていくためには、暴力は決して許されるものではなく「暴力の責任は加害者にある」という社会認識の高まりが不可欠である。

本ヒアリング調査においては、このような認識が社会において希薄であることが、加害者責任が問われず、被害者が生活の本拠としていた場所から離れなければならないという、現在の配偶者暴力被害者支援体制の歪みの要因であることが指摘されていた。また、加害者が暴力の責任を認識せず、暴力的・支配的なコミュニケーションを変えることがなければ、相手を変えて暴力を続けていくとともに、地域社会にとっても脅威となる存在であることが指摘されていた。

よって、加害者プログラム等の加害者対策は、被害者の安全・安心の確保のみならず、地域社会の安全の確保という点においても重要であるという視点に立ち、「暴力を容認しない」という社会における共通認識の形成に向けた取組の促進を図ることが必要である。

おわりに

日本における加害者プログラムに関する議論は、プログラムへの参加に対する法的義務付けの有無による有効性の違いや、加害者が自己の行為を正当化するためにプログラムを利用することへの懸念という点に集約される傾向にあったこと等により、プログラムの普及に向けた具体的な検討を進めることが難しい状況にあった。

しかし、本調査において示された通り、加害者プログラムは、配偶者からの暴力の被害者のみならず、「面前DV」等の虐待を受けている被害者の子供の安全・安心の確保につながる支援策の一つとして、活用が期待される場所である。

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月）においては、加害者の更生に関する取組として、「地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組を含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方を検討する。」とされた。このことから、今後は、本調査結果等に基づき、加害者プログラムを、被害者の安全や心身の健康を確保するための被害者支援施策の一つの手法として位置付け、被害母子の安全度や被害者のニーズに即した運用が促進されるよう、リスク・アセスメント指標や加害者プログラム実施基準等の策定に向けた検討が進められるとともに、関係省庁・機関等の連携体制の構築が図られることが望ましい。

また、配偶者からの暴力はストーカー行為等に発展し、重大な犯罪につながる可能性も高いことから、リスク・アセスメント指標や加害者プログラム実施基準等の策定

に際しては、ストーカー行為等の被害者も含めた女性に対する暴力の被害者の安全・安心の確保に資するものとなるよう、包括的に議論が進められることを期待する。

IV 資料編

1 ヒアリング調査票（例）

「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」

ヒアリング調査 調査票

本調査では、貴団体において実施されている配偶者等に対する暴力の加害者向けプログラム等について質問させていただきます。

I. 貴団体についておたずねします

問1. 貴団体名、設立年、ご記入いただきました方の役職名、氏名につきましてご記入ください。

貴団体名：	設立年：
役職名：	氏名：

問2. 貴団体の主な事業の種類、設立に至った経緯、運営体制（主な構成メンバーや運営資金の確保の方法）についてお教えてください。

貴団体の主な事業の種類	
設立の経緯	
運 営 体 制	＜主な構成メンバー＞ ＜運営資金の確保の方法＞

Ⅱ. 貴団体の加害者向けプログラムの概要についておたずねします

問 1. 加害者向けプログラムを貴団体において実施する目的、及び実施に至った背景や問題意識はどのようなことでしたか。下記の欄にご記入ください。

目 的	
背景・問題意識	

問 2. 加害者向けプログラムは、どのような方法で実施されていますか。（あてはまるもの全ての口をクリックし☑をつけてください）

☐ 1. 電話相談	→問 3 ①へ
☐ 2. 面接・カウンセリング相談	→問 3 ②へ
☐ 3. 講座・研修・グループワーク等	→問 3 ③へ
☐ 4. その他（ ）	→問 3 ④へ

問 3. 問 2 で、「1. 電話相談」、「2. 面接・カウンセリング」、「3. 講座・研修・グループワーク等」、「4. その他」を実施している場合は、それぞれ下記の欄に詳細をご記入ください。

① 電話相談

回 数	a. 回数：月 _____ 回または週 _____ 回 b. 曜日：第 _____ 曜日または毎 _____ 曜日
時 間	_____ 時 ～ _____ 時
上記以外の回数や時間	
実 施 場 所	☐ a. 団体の施設内 ☐ b. 自治体の施設 ☐ c. そ の 他 の 場 所 ()
一人あたりの相談時間	☐ a. _____ 分 ☐ b. 特に決めていない
1 カ 月 あ た り の 平 均 相 談 件 数	約 _____ 件（延べ）

② 面接・カウンセリング相談

回 数	a. 回数：月 _____ 回または週 _____ 回 b. 曜日：第 _____ 曜日または毎 _____ 曜日
時 間	_____ 時 ～ _____ 時
上記以外の回数や時間	
実 施 場 所	☐ a. 団体の施設内 ☐ b. 自治体の施設 ☐ c. そ の 他 の 場 所 ()
一人あたりの相談時間	☐ a. _____ 分 ☐ b. 特に決めていない
1 カ 月 あ た り の 平 均 相 談 件 数	約 _____ 件（延べ）

③ 講座・研修・グループワーク等

回 数	a. 回数：月 _____ 回または週 _____ 回 b. 曜日：第 _____ 曜日または毎 _____ 曜日
時 間	_____ 時 ～ _____ 時
上記以外の回数や時間	
実 施 場 所	☐ a. 団体の施設内 ☐ b. 自治体の施設 ☐ c. そ の 他 の 場 所 ()
一回あたりの所要時間	☐ a. _____ 分 ☐ b. 特に決めていない
主 な 実 施 内 容	
一 回 あ た り の 平 均 参 加 人 数	約 _____ 人
プログラム開始から現在までの累積参加人数	約 _____ 人

④ その他（その他のプログラムを実施している場合、ご記入ください）

問 4. 貴団体の加害者向けプログラムでは、ファシリテーターは、何人くらいいますか。

ファシリテーターの人数 約（ ）名

問 5. 問 4 のファシリテーターの方は、どのような資格をお持ちの方ですか。（あてはまるもの全ての□をクリックし☑をつけて人数もご記入ください）

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ☐ 1. 臨床心理士 | （ ）名 |
| ☐ 2. 精神科医 | （ ）名 |
| ☐ 3. その他の資格（ | ）（ ）名 |

問 6. 加害者向けプログラムは、どのような方法で広報していますか。（あてはまるもの全ての□をクリックし☑をつけてください）

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 1. インターネット | ☐ 2. 警察からの紹介 |
| ☐ 3. 自治体からの紹介 | ☐ 4. 自治体の広報誌 |
| ☐ 5. 駅や電車のポスター | ☐ 6. ラジオ広告 |
| ☐ 7. 新聞・雑誌 | ☐ 8. その他（ ） |

Ⅲ. 加害者向けプログラムの参加者についておたずねします

問 1. 加害者向けプログラムの男女の比率及び年齢構成について教えてください。

男性 (%) : 女性 (%)
10代 (%) 20代 (%) 30代 (%)
40代 (%) 50代 (%) 60代以上 (%)

問 2. 加害者向けプログラムに参加している参加者の婚姻状況について、全体を 100%とした場合の、おおよその比率について教えてください。また、そのうち同居・別居のおおよその比率についてもご回答ください。

婚姻状況	比率	同居・別居	比率
① 既 婚	%	同 居	%
		別 居	%
		合 計	100%
② 未 婚	%	同 居	%
		別 居	%
		合 計	100%
合 計	100%		

問 3. 加害者向けプログラムに参加している参加者がふるったことがある暴力について教えてください。暴力の種類が重複する場合は該当する項目それぞれに計上してください。既に集計済みの資料がある場合は、回答の代わりに資料を提出していただいても構いません。

暴力の種類（複数回答可）	件数
1. 身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす等）	約（ ）件
2. 心理的攻撃（否定的暴言、監視、無視、脅迫等）	約（ ）件
3. 経済的圧迫（生活費を渡さない、貯金を勝手に使う、働くことを妨害する等）	約（ ）件
4. 性的強要（性的行為の強要、ポルノを無理に見せられる、避妊に非協力等）	約（ ）件

問 4. 加害者向けプログラムの参加者が、プログラム受講途中で辞めてしまう事例はありましたか？あった場合、全参加者に占めるドロップアウト者の比率をお教えてください。
（あてはまるもの1つの口をクリックし☑をつけてください）

☐ 1. 辞めた参加者はいる	全体の約（ ）%
☐ 2. 辞めた参加者は、今のところいない	

V. 加害者向けプログラム実施の際の留意点についておたずねします

問1. 加害者プログラムを実施する際、「被害者の安全確保」、「リスクアセスメント」及び「個人情報の管理」について、注意していることはありますか。ある場合は下記にご記入ください。

① 被害者の安全確保

--

② リスクアセスメント

--

③個人情報の管理

--

問2. プログラム受講希望者が受講の申込みをする際、その人が悪意を持っているかどうかのスクリーニング等を行っていますか。（あてはまるもの1つの□をクリックし
☑をつけてください）

☐ 1. プログラム受講希望者のスクリーニングを行っている	→問3へ
--	------

☐ 2. プログラム受講希望者のスクリーニングは行っていない	→問4へ
---	------

問3. 問2で「スクリーニングを行っている」と回答した方におたずねします。どのような方法でスクリーニングを行っているのか教えてください。

問4. 加害者向けプログラムのファシリテーターに対して、研修やスーパーバイズはありますか。（あてはまるもの1つの□をクリックし☑をつけてください）

- | |
|---|
| ☐ 1. 研修・スーパーバイズを行っている |
| ☐ 2. 研修・スーパーバイズは行っていない |

問5. 加害者向けプログラム終了後、終了者に対してフォローアップは行っていますか。（あてはまるもの1つの□をクリックし☑をつけてください）

- | |
|--|
| ☐ 1. フォローアップを行っている |
| ☐ 2. フォローアップは行っていない |

問6. 加害者向けプログラムの評価は行っていますか。行っている場合、どのように実施していますか。また、評価の基準となっている指標についてもお教えてください。

Ⅵ. 他機関等との連携についておたずねします

問 1. 配偶者暴力等に係る行政機関との連携は行っていますか。（あてはまるもの 1 つの□をクリックし☑をつけてください）

☐ 1. 連携している	→問 2 へ
☐ 2. 連携していない	→問 3 へ

問 2. 問 1 で「1. 連携している」と回答した方におたずねします。その部局の名称及び連携状況についてお教えてください。

連携している部局名	連携の状況
①	
②	
③	
④	
⑤	

問 3. 地域の被害者支援団体及び加害者向けプログラム等の実施団体と協力または連携していますか。（あてはまるもの 1 つの□をクリックし☑をつけてください）

☐ 1. 協力・連携している	→問 4 へ
☐ 2. 協力・連携していない	→問 5 へ

問4. 問3で「1. 協力・連携している」と回答した方におたずねします。その団体の名称及び連携状況について教えてください。

連携している団体名	連携の状況
①	
②	
③	
④	
⑤	

問5. 今までに、男女共同参画センター等女性の相談窓口やカップルカウンセリング等から、貴団体の加害者向けプログラム受講につながった事例はありますか。（あてはまるもの1つの□をクリックし☑をつけてください）

☐ ① 相談窓口やカウンセリング等からつながった事例がある
☐ ② 相談窓口やカウンセリング等からつながった事例はない

Ⅶ. 加害者向けプログラムの問題点等及び今後の展望について

問 1. 加害者向けプログラムを実施するにあたっての課題や被害者支援活動への影響等がありましたら、ご記入ください。

問 2. 加害者向けプログラムの今後の展望について、ご意見等ありましたらご記入ください。

ご協力有難うございました

「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」
ヒアリング調査 調査票

本調査では、貴団体において実施されている配偶者等に対する暴力の被害者支援活動や加害者への対応、加害者プログラムに対するご意見等について質問いたします。

I. 貴団体についておたずねします

問1. 貴団体名、設立年、ご記入いただきました方の役職名、氏名につきましてご記入ください。

貴団体名：	設立年：
役職名：	氏名：

問2. 貴団体の被害者支援活動は、どのような方法で実施していますか。（あてはまるもの全ての□をクリックし☑をつけてください）

☐ 1. 電話相談 ☐ 2. 面接・カウンセリング相談 ☐ 3. 自助グループ等のグループ活動 ☐ 4. インターネット相談 ☐ 5. 同行支援 ☐ 6. 啓発活動 ☐ 7. その他（ ）

問3. 年間の相談件数はどのくらいですか。① 暴力の種類別、② 年代別、③ 男女別にお教えてください。暴力の種類について重複する場合は該当する項目それぞれに計上してください。また、既に集計済みの資料がある場合は、回答の代わりに資料を提出していただいても構いません。

① 暴力の種類別（複数回答可）

1. 身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす等）	約（ ）件
2. 心理的攻撃（否定的暴言、監視、無視、脅迫等）	約（ ）件
3. 経済的圧迫（生活費を渡さない、貯金を勝手に使う、働くことを妨害する等）	約（ ）件
4. 性的強要（性的行為の強要、ポルノを無理に見せる、避妊に非協力等）	約（ ）件

② 年代別

1. 10 代	約 () 件
2. 20 代	約 () 件
3. 30 代	約 () 件
4. 40 代	約 () 件
5. 50 代	約 () 件
6. 60 代以上	約 () 件

③ 男女別

1. 男性	約 () 件
2. 女性	約 () 件

問 4. 相談員の人数は、どのくらいいますか。

相談員の人数 () 名

問 5. 問 4 の相談員の方は、どのような資格をお持ちの方ですか。 (あてはまるもの全ての口をクリックし☑をつけて人数もご記入ください)

☐ 1. 臨床心理士	() 名
☐ 2. 精神科医	() 名
☐ 3. その他の資格 ()	() 名

問 6. 貴団体では、配偶者暴力等に係る行政機関との連携は行っていますか。 (あてはまるもの 1 つの口をクリックし☑をつけてください)

☐ 1. 連携している → 問 7 へ
☐ 2. 連携していない → 問 8 へ

問 7. 問 6 で「1. 連携している」と回答した方におたずねします。その部局の名称及び連携状況についてお教えてください。

連携している部局名	連携の状況
①	
②	
③	

問 8. 地域の被害者支援団体及び加害者向けプログラム等の実施団体と協力または連携していますか。（あてはまるもの 1 つの □ をクリックし ☑ をつけてください）

☐ ① 協力・連携している → 問 9 へ
☐ ② 協力・連携していない → II. へ

問 9. 問 8 で「1. 協力・連携している」と回答した方におたずねします。その団体の名称及び連携状況についてお教えてください。

連携している団体名	連携の状況
①	
②	
③	

次のページへ

Ⅱ. 加害者への対応についておたずねします

問 1. 加害者から貴団体に対して、支援対象の被害者に関する問合せがありますか。（あ
てはまるもの 1 つの □ をクリックし ☑ をつけてください）

- | |
|---|
| ☐ 1. 加害者から支援対象者についての問合せがある → 問 2 へ |
| ☐ 2. 加害者から支援対象者についての問合せはない → 問 3 へ |

問 2. 問 1 で「加害者からの問合せがある」と回答された方におたずねします。問い合わせの内容や傾向について、具体的にお教えてください。

問合せの内容 や 問合せの傾向	
-----------------------	--

問 3. 貴団体では、加害者対応について指針や方法などがありますか。ある場合はご記入ください。

加害者対応の 指針や方法	
-----------------	--

問 4. 貴団体でこれまで取り扱った事例の中で、加害者が被害者を追跡してきたといった事例はありますか。

- | |
|--|
| ☐ 1. 加害者が被害者を追跡してきた事例がある
→ これまで約（ ）件くらいあった |
| ☐ 2. 加害者が被害者を追跡してきた事例はない |

Ⅲ. 加害者向けプログラムについておたずねします

問 1. 加害者向けプログラムについて、貴団体に問合せや相談はありますか。（あてはまるもの 1 つの□をクリックし☑をつけてください）

- | |
|---|
| ☐ 1. 加害者向けプログラムについての問合せや相談がある →問 2 へ |
| ☐ 2. 加害者から支援対象者についての問合せや相談はない →問 3 へ |

問 2. 問 1 で「問合せや相談がある」と回答された方におたずねします。問い合わせの内容や傾向について、具体的にお教えてください。

問合せの内容 や 問合せの傾向	
-----------------------	--

問 3. 支援現場から見て、加害者向けプログラムに対するニーズは高まっていると思われますか。（あてはまるもの 1 つの□をクリックし☑をつけてください）

- | |
|---|
| ☐ ① 加害者向けプログラムのニーズは高まっていると思う |
| ☐ ② 加害者向けプログラムのニーズは高まっていると思わない |
| ☐ ③ どちらとも言えない |
| ☐ ④ その他 |

問 4. 貴団体では、今までに職員の方が加害者向けプログラムに関するなんらかの講座に参加したことがありますか。（あてはまるもの 1 つの□をクリックし☑をつけてください）

- | |
|---|
| ☐ ① 加害者向けプログラムに関する講座に参加したことがある |
| ☐ ② 加害者向けプログラムに関する講座に参加したことはない |
| ☐ ③ その他 |

Ⅳ. ご意見・ご感想

問 1. 支援現場から見て、加害者向けプログラムに対する懸念や問題点がありますか。ある場合は、ご記入ください。

問 2. その他ご意見やご感想がありましたら、ご記入ください。

ご協力有難うございました

2 地方公共団体を対象としたアンケート 調査票

※選択肢の左側に()書きで単純集計結果を%で示している。

「配偶者等に対する暴力の加害者更生に関するアンケート調査」

貴自治体名				
連絡・照会先	所属先(部局課(室))		係名	
	回答者氏名		役職	
	電話番号		内線	
	FAX		E-mail	

※アンケートの内容等について後日照会する場合がありますので正確にご記入ください。

※下記Ⅰ～Ⅲの黄色のセルは、すべて回答してください。

Ⅰ 加害者更生に関する取組について

貴自治体における、配偶者等に対する暴力の加害者更生について、当てはまる場合は「○」、そうでない場合は「－」を選択してください。また、当てはまる場合は、青い矢印をクリックして記述欄に移動し、詳細を記述してください。

↓ 回答欄：セルをクリックして、当てはまる場合は「○」、そうでない場合は「－」を選択してください。

(4.5)	① 加害者更生に関する調査研究を行っている(又は、行っていた)	記述欄①へ
(1.5)	② 加害者を対象とした更生プログラムを実施している(又は、実施していた)	記述欄②へ
(3.0)	③ 加害者更生に関する調査研究・更生プログラムを実施する予定がある	記述欄③へ
(91.0)	④ 加害者更生に関する事業は実施していない(又は、実施する予定はない)	記述欄④へ
(10.4)	⑤ 上記①～③の他に、加害者更生に関する取組(相談、研修等)を実施している	記述欄⑤へ

Ⅱ 加害者更生プログラム実施団体との連携状況について

貴自治体における、加害者更生プログラムを実施している民間団体との連携状況について、当てはまる場合は「○」、そうでない場合は「－」を選択してください。また、連携している場合は、青い矢印をクリックして記述欄に移動し、詳細を記述してください。

↓ 回答欄：セルをクリックして、当てはまる場合は「○」、そうでない場合は「－」を選択してください。

(7.5)	加害者更生プログラム実施団体と連携している	記述欄Ⅱへ
-------	-----------------------	-------

Ⅲ その他(自由記述)

※ 加害者更生に関する取組についての問題点・課題、その他ご意見等がございましたら記述してください。

【記述欄】

I 加害者更生に関する取組について		
①	「加害者更生に関する調査研究を行っている(又は、行っていた)」を選択された場合、その内容について具体的にお答えください。	
i	実施年度・期間	平成 年度(年 月～ 年 月)
ii	調査研究協力者・団体名	
iii	具体的な内容	

[戻る](#)

②	「加害者を対象とした更生プログラムを実施している(又は、実施していた)」を選択された場合、実施状況について具体的にお答えください。	
i	実施年度・期間	平成 年度(年 月～ 年 月)
ii	実施主体名	
iii	実施場所	
iv	実施形式(主催・委託等)	
v	参加人数・募集方法	
vi	具体的な内容	

[戻る](#)

③	「加害者更生に関する調査研究・更生プログラムを実施する予定がある」を選択された場合、その内容について具体的にお答えください。	
i	実施年度・期間	平成 年度(年 月～ 年 月)
ii	実施主体名	
iii	具体的な内容	

[戻る](#)

④	「加害者更生に関する事業は実施していない(又は、実施する予定はない)」を選択された場合、その理由について当てはまる場合は「○」、そうでない場合は「ー」を選択してください。	
↓ 回答欄: セルをクリックして、あてはまる場合は「○」、そうでない場合は「ー」を選択してください。		
(82.0)	①	加害者更生に関する情報が少なく、どのような取組を行ってよいか不明なため
(42.6)	②	管内に加害者更生に関する専門家・民間団体がいないため
(42.6)	③	庁内において加害者更生事業に係る人員や財源を確保することが困難なため
(23.0)	④	その他(具体的に)

[戻る](#)

⑤	上記①～③の他に、加害者更生に関する取組(相談、研修等)を実施している	
i	実施年度・期間	平成 年度(年 月～ 年 月)
ii	事業の形式 (加害者を対象とした相談、加害者更生プログラムに関する研修等)	
iii	具体的な内容	

[戻る](#)

II 加害者更生プログラム実施団体との連携状況について		
i	頻度(年〇回程度等)	
ii	連携団体名	
iii	連携の形態 (被害者支援連絡協議会等における意見交換・情報共有、活動に関する広報協力等)	
iv	連携の内容(具体的に)	

[戻る](#)

3 諸外国等の女性に対する暴力に関する 基本計画における加害者プログラムの位置 づけ

以下、国連及び諸外国（オーストラリア、イギリス）の国内計画における加害者更生に関する項目の内容を紹介する（和文）。また、参考として、州レベルにおける計画（カナダ、オーストラリア）における関連項目を紹介する（英文）。

（１）国連における取組

	タイトル	主な内容
国連	女性に対する暴力に関する国内計画のためのハンドブック (2012 年)	3.5 対応システム 3.5.4 保護及び司法 3.5.4.5 加害者に対する介入プログラム 勧告 女性に対する暴力に関する国内計画は、以下の事項を規定すべきである： ・ 法律に基づく加害者介入プログラム、および法律に基づかない加害者介入プログラムの確立または強化。これらのプログラムは、判決に基づく命令又は自発的な参加によるだろうが、いずれの場合も統合的な支援体制の一部であり、起訴を代替するものではないこと。 ・ 以上のようなプログラムのための最低基準の確立と、基準を満たしたプログラムの実施。 ・ 女性の民間団体や被害者／サバイバーの参加を得て行われる、プログラムの入念な審査および監視。 3.5.5.2 リスク・アセスメント及び管理 勧告 女性に対する暴力の国の行動計画は、以下の事項を規定すべきである： ・ 女性に対する暴力の発生／再発リスクを、様々な機関が、潜在的な被害者／サバイバーと加害者の双方とともに、個別に評価判定するための共通の枠組の開発、および統合的な支援体制によるその枠組の実施。

		・ リスクの高い事案管理のための、あらゆる関係機関の協力による統合的な取組の開発と実施。
--	--	--

(2) 国レベルにおける取組例

	タイトル	主な内容
オーストラリア	女性とその子供に対する暴力削減のための国内行動計画 2010-2022 における 第2次行動計画 2013-2016	国の重点 4 加害者介入の改善 アクション 21 加害者介入に関する実例データの促進 ・ 女性とその子供に対する暴力の加害について、また、特に再犯削減の点で最も効果的な介入については、依然として学ぶべき点が数多くある。第1次行動計画期間中は、加害者及び加害者介入の実例データを促進するための初期研究が行われた。 ・ 連邦政府は、特に加害者介入に関する国内研究計画の流れを発展させるべく、ANROWS（女性の安全に限定した、オーストラリア国立研究機構）に 300 万ドルを拠出した。当該研究は「加害者介入では何が効果的か」を検討するものとなるため、加害者介入のための国内成果基準の実施を支えることになるだろう。 アクション 22：加害者介入に関する国内成果基準の取りまとめ ・ ドメスティック・バイオレンスや性暴力の加害者に対する様々な取組がオーストラリア国内で広く実施されている。これらの取組は地域コミュニティで実施されているもの、及び刑事司法手続きの中で実施されているものを含み、理念的には被害者支援と連携して、女性の安全を確保することに重点を置いている。第1次行動計画においては、連邦政府、州および準州の自治体

		は、主要な専門家と協働しながら、加害者介入に関する国内成果基準の策定について幅広く協議した。 - 第1次行動計画のもとで行った多くの作業に基づき、連邦政府、州及び準州の自治体は、今後その成果をもとに、最良の実践を集めた国内成果基準をとりまとめて採択し、司法管轄区域においてその基準の運用を開始する。これにあたり、連邦政府、および州・準州政府は、基準が変化を促す効果的な牽引力となるよう、警察、司法、保護観察、地域サービスを含む幅広い領域の専門家から助言を受ける。 アクション 23：加害者介入の質的及び量的向上 - 国内成果基準を実施して、質の高い最良の加害者介入実践を牽引していくためには、時間をかけてより効果的に連携して取り組む体制が必要になるだろう。そうしてはじめて加害者介入は、女性の保護や男性の再犯防止という点で一貫して効果的なものとなる。 - 加害者介入の有効性を高めるためには、それが文化的に適切なものである必要がある。州や準州政府を支援して、加害者介入のための国内成果基準を完全に実施するのに必要な変革を促すため、連邦政府は400万ドルを拠出して、2014-2015年度、裁判所の管轄区域に配分する予定である。
	タイトル	主な内容
イギリス	女性と少女に対する暴力の根絶に関する戦略 2016-2020、2016年3月	第1章 暴力及び虐待の防止（関連部分のみ抜粋） 2020年までの成果 世代間連鎖を断ち切り、予防及び早期介入

		に対する重点的な取組を強化し、加害者を暴力に向かわせる背景要因に取り組むことにより、より多くの被害者が、長期的な自立及び暴力や虐待からの解放に向けた支援を受けている。 第1章 暴力及び虐待の防止 加害者：その行動を変容させて、暴力を予防し犯罪を減らす - 暴力を予防する持続可能な取組は、加害者の態度や行動を変えられるか否かにかかっている。国は関係機関や各地と協働して、適切な加害者プログラムや、刑務所および保護観察での更生の取組、また精神衛生的な介入が確実に行われるよう取組む。 - 家庭内暴力では、高い割合で加害が繰り返されるが、専門家による介入を受けている加害者は1%未満にすぎない。以前は、加害者介入の根拠となるような実例が不明瞭であったために、加害者介入プログラムは不足していた。しかし、最近の Mirabal プロジェクトの研究結果から分かってきたように、加害者プログラムの有効性を示す実例データが増えていることから、暴力の根本的な原因への取組として加害者プログラムが重要であるとの認識が各地で高まっている。 - たとえば、Respect、SafeLives 及び Social Finance（団体名）は、家庭内暴力の加害者に新しいタイプの取組を行うため協力関係を結んだ。‘Drive’ と呼ばれるこの試験的な取組では、加害者と基本的に一対一で向き合って、暴力行為はやめるべきであることを示し、やめない場合はその説明責任を取らせることを行う予定である。この取組は、Sussex、Essex 及び South Wales にお
--	--	--

		いて、各地の公安委員など関係機関との連携のもと実施される。プログラム参加の加害者から暴力を受けた被害者も、追加的な支援を受ける。 ・ 政府は、早期介入、再被害根絶に向けた取組、被害者のニーズや選択に基づく家族療法的な取組や自立に向けた長期目標の設定に重点化した以上のような革新的な取組を、2017 年に設置予定の VAWG（女性と少女に対する暴力）サービス変革基金をとおして、支援・促進し、評価の促進も行う予定である。
--	--	--

(参考) 州レベルにおける取組例

CANADA	British Columbia	Alberta	Manitoba
Title	British Columbia's Provincial Domestic Violence Plan	Family Violence Hurts Everyone: A Framework to End Family Violence in Alberta	Manitoba's Multi-year Domestic Violence Prevention Strategy
Year	2014	2013	2012
Actions	Direct Services for Perpetrators WHAT WE DO NOW: The British Columbia Corrections Branch operates a comprehensive Family Violence Prevention Program that is delivered to medium and high risk sentenced spousal assault offenders in custody and in the community. WHAT WE HEARD: Concerns were raised that most services for perpetrators are available only after they become involved with the criminal justice system.	Strategic Priority 2: Enhance services, supports and the justice response for victims and offenders of family violence Goal Enhance screening, counselling and intervention support for victims and offenders of family violence. Strategies Strengthen core, provincial screening practices and protocols within Alberta Health Services and Child Intervention Services to ensure that individuals experiencing family violence are identified and	Interventions for People with Abusive Behaviours What we are doing Specialized court, prosecutions unit and probations unit; community-based counselling; collaboration Programs to help eliminate abusive behaviour, manage risk and hold domestic violence offenders accountable for their actions are of key importance in effectively addressing the issue of domestic violence. Currently, the Manitoba government supports the following:

	Perpetrator accountability and a spectrum of services for perpetrators are needed in order to fully address domestic violence. The spectrum of services should include supports for perpetrators who voluntarily seek help to stop being violent and before they become involved in the justice system. Counselling and rehabilitation that is holistic, long-term, family oriented (where appropriate), and community based was highly recommended. WHAT WE WILL DO: • Introduce and provide direct services for perpetrators of domestic violence prior to involvement with the criminal justice system; • Implementation will include an evaluated, evidence-based program across BC to provide support and intervention to	provided with specialized services in a timely manner. • Ensure front-line service providers, child intervention workers, educators, health-care providers, police and child-care professionals are trained in trauma-informed assessment practices and approaches to working with children who are exposed to or experience family violence. • Improve access and availability of counselling services for adults experiencing family violence as well as children exposed to or experiencing family violence. • Continue to support evidence-informed mandated treatment programs for offenders.	• a specialized Domestic Violence Unit within Manitoba Prosecutions Service • a specialized Family Violence Court in Winnipeg designed to deal sensitively with abuse prosecutions • the internationally recognized Provincial Court Front End Project, which has cut trial delays for domestic violence cases dramatically • the Criminal Organization High Risk Offender Unit (COHROU), a specialized unit within Winnipeg Probation Services, provides intensive interventions and monitoring for very high-risk family violence offenders • Manitoba Crown attorneys, Victim Services and Corrections (Institutional Corrections and Probation Services, including COHROU) work together to case-
--	---	---	---

	perpetrators to hold them accountable and support change in behaviour and attitude.		manage high-risk files and flag concerns • domestic violence prevention programming for offenders • a partnership between Manitoba Justice and the Winnipeg Police Service to develop a Family Violence Risk Checklist to identify highrisk situations and ensure information is accurately communicated to complainants and other relevant stakeholders • community-based agencies that offer counselling to people with abusive behaviours in urban, rural and northern settings Priorities identified through the strategy preparation process • programs for men who use abusive behaviours, including culturally appropriate services • counselling that addresses the root
--	---	--	---

		causes and prior trauma of people who use abusive behaviours • accountability through the justice system • stricter enforcement of orders and better monitoring of offenders What we will do Piloting a new diversion program, supporting law enforcement and piloting a family court support worker program Manitoba has implemented innovative, progressive services to better serve families involved in criminal justice proceedings. Continuing in this spirit, the Manitoba government commits to the following actions to enhance our current services for domestic violence offenders: • continue to pilot the new diversion program for men convicted of
--	--	--

			domestic violence offences, offered by the Salvation Army • expand healthy relationships and dating violence programming at the Manitoba Youth Centre and Agassiz Youth Centre • work with police to explore improved documentation of injuries in domestic violence matters • pilot a family court support worker program through Victim Services that will offer support for victims of domestic violence who are also involved in a family court proceeding • expand COHROU to allow more high risk offenders on probation to be intensively supervised • pilot the use of electronic monitoring, in consultation with police and courts, with domestic violence offenders • continue to pilot Making a Connection, an intensive program
--	--	--	---

			for adult domestic violence offenders • ensure appropriate training is available to those in the justice system who come into contact with victims and offenders, including first responders • review existing police procedures regarding domestic violence situations that involve members of a police service • seek advice from the Manitoba Police Commission on standardized domestic violence training for Manitoba's law enforcement agencies
--	--	--	--

AUSTRALIA	New South Wales	Western Australia	Australian Capital Territory
Title	Stop the Violence End the Silence, NSW Domestic and Family Violence Action Plan	Freedom from Fear: Working towards the elimination of family and domestic violence in Western Australia 2015	ACT Prevention of Violence Against Women and Children Strategy 2011-2017
Year	2010	2015	2011
Actions	Protection, Safety and justice Our priorities: 1. Consistent, improved responses from legislation, courts, police and legal representatives 2. Perpetrators being held accountable What we will do it? 2. Perpetrators 35. Support research on recidivism in relation to domestic violence, including research into effective recidivism reduction measures, what changes behaviour and maintains this change, and adolescent perpetrators of domestic	Priority 5: Increase the capacity and authority of the service system to stop perpetrators of family and domestic violence when they are identified Action 13 Improve access to, and the effectiveness of, the Western Australian legal system for victims of family and domestic violence; As a matter of priority, consider and (where relevant and appropriate) progress the recommendations arising from the Law Reform Commissions final report Enhancing Laws Concerning Family and Domestic	ACT primary objective 4 Men who use violence are held accountable and supported to change their behaviour Key Action 4.1 Identify gaps in current services and examine best practice approaches for support and education of men who use or are at risk of using violence Short term 4.1.1 Identify potential services and settings to engage men and boys at risk of using violence 4.1.2 Expand the delivery of behaviour change programs to men and young

	violence. 36. (a) Consider establishing minimum standards for perpetrator programs that operate around the state and provide technical support so operators can meet those standards. (b) Consider developing, in collaboration with Aboriginal communities, culturally-competent perpetrator programs for Aboriginal communities with high rates of domestic and family violence. (c) Examine the appropriateness of perpetrator programs for adolescents. 37. (a) Evaluate the effectiveness of community-based perpetrator programs as delivered by Corrective Services. (b) Consider the option of	Violence (2014) and the Gender Bias Report (2014). Action 14 Introduce new restraining orders specifically for family and domestic violence; Work towards the introduction of specific Family Violence Restraining Orders in Western Australia as announced by the Attorney General and Minister for Police on 8 March 2015. Action 15 Introduce the new 'Family Violence Support List' model in the Magistrate's Court; From 1 July 2015 onwards, new 'Family Violence Support Lists' will be implemented in the Magistrate's Court, which will initially involve rearranging case listings so that family violence restraining order breaches and serious	men in correctional, youth justice and community settings 4.1.3 Contribute to the evidence base and development of national standards for perpetrator interventions 4.1.4 Promote positive parenting skills, with specific programs for men Medium/long term 4.1.5 Develop education programs to work with men at risk of using violence, in collaboration with community agencies and in line with best practice standards 4.1.6 Ensure partner contact programs for women and children subjected to violence are in place and work in collaboration with the providers of perpetrator programs 4.2 Expand options for men who use violence to beyond existing justice sanctions
--	--	--	--

	expanding these state-wide evaluated community-based perpetrator programs as delivered by Corrective Services. 38. Explore the option of developing, in collaboration with Aboriginal communities a healing centre model which offers services and programs that reflect Aboriginal culture in a space that incorporates Aboriginal peoples' tradition and beliefs. 39. Review services and strategies (including housing assistance) targeted to perpetrators to ensure the safety of women and children. 40. Provide a reference to the NSW Premier's Council on Preventing Violence Against Women to explore innovative methods in managing perpetrators' compliance with order,	assault matters will be heard on one designated day a week. These arrangements will ensure that victim support and other specialists are available to provide integrated support to victims and risk-relevant information to the court, and will priorities victim safety and perpetrator accountability. Action 16 Consider opportunities to increase the use of Global Positioning System (GPS) tracking to monitor high risk perpetrators of family and domestic violence; GPS tracking can be an important tool for promoting the safety and protection of women and children at high risk of harm, particularly those seeking to remain safely in their homes. Given the Government has already announced the introduction of legislation to allow post-sentence supervision including	Short term 4.2.1 Strengthen the operations of the Galambany Circle Sentencing Court 4.2.2 Develop strategies to improve ACT Policing responses for Aboriginal and Torres Strait Islander family safety 4.2.3 Ensure men who use violence are assisted to access support if removed from the family home Medium/long term 4.2.4 Develop clear guidelines for the potential and appropriate use of restorative justice processes for men using violence with a central focus on prioritising the safety of women and children 4.3 Strengthen legal frameworks and instruments
--	---	---	--

	such as the 'Hope Card' in operation in overseas jurisdictions.	GPS tracking of serious family violence offenders, opportunities to increase access to, and use of this technology will be further explored. Action 17 Introduce family and domestic violence amendments to the Children and Community Services Act 2004; Amendments to include identifying family and domestic violence as a form of child abuse and introducing new information sharing provisions to support collaborative responses to family and domestic across government and funded non-government services . These provisions are for families with or without children. Action 18 Increase capacity of, and improved access to Women's Refuges in the metropolitan area;	Short term 4.3.1 Support the development of options for a national scheme for domestic and family violence orders 4.3.2 Contribute to the Australian Institute of Criminology's National Homicide Monitoring Program 4.3.3 Undertake an evaluation of the Sexual Assault Reform Program (SARP) to inform future improvements Medium/long term 4.3.4 Monitor the impact of the Specialist Family Violence Court and explore and identify opportunities to improve coordination between the Specialist Family Violence Court and the Family Court in accordance with the Australian Law Reform Commission's 2010 Inquiry, Family Violence – A National Legal Response
--	---	---	---

		This includes supporting reform in the refuge sector to improve emergency access to crisis accommodation for women and children at extreme risk and establishing a new family and domestic violence accommodation service in Ellenbrook. Action 19 Release a second edition of the Family and Domestic Violence Common Risk Assessment and Risk Management Framework; The second edition will include new practice requirements related to risk assessment, risk management, information sharing and referral. The focus of the amendments is to provide clearer practice guidance about engaging and responding to perpetrators of family and domestic violence.	
--	--	---	--

		Action 20 Strengthen the Family and Domestic Violence Response Teams; Add new partner agencies to the Family and Domestic Violence Response Teams including the Department of Corrective Services.	
--	--	---	--



内閣府男女共同参画局推進課
暴力対策推進室

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

T E L : 03-5253-2111 (大代表)

F A X : 03-3592-0408

ホームページ <http://www.gender.go.jp/>

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。